

衆議院 第七十一回国会

消費者問題に関する特別委員会議録 第八号

平成二十一年三月三十日(月曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 船田 元君

理事 大野 松茂君 理事 岡下 信子君

理事 岸田 文雄君 理事 七条 明君

理事 やまざわ 大郎君 理事 仙谷 由人君

理事 園田 康博君 理事 大口 善徳君

理事 井澤 京子君 理事 猪口 邦子君

浮島 敏男君 小野 次郎君

近江屋信広君 大塚 高司君

鍵田忠兵衛君 北村 茂男君

小島 敏男君 佐藤 鍊君

平 将明君 玉沢徳一郎君

土屋 正忠君 土井 真樹君

永岡 桂子君 並木 正芳君

西本 勝子君 宮腰 光寛君

矢野 隆司君 安井潤一郎君

泉 健太君 枝野 幸男君

小川 淳也君 小宮山洋子君

階 猛君 田島 一成君

田名部匡代君 西 博義君

榊屋 敬悟君 古井 英勝君

日森 文尋君 糸川 正晃君

議員 枝野 幸男君

議員 小宮山洋子君

議員 階 猛君

議員 二階 俊博君

経済産業大臣 野田 聖子君

(消費者行政推進担当)

内閣府副大臣 増原 義剛君

総務副大臣 倉田 雅年君

経済産業副大臣 古川 貴盛君

内閣府大臣政務官 並木 正芳君

(政府参考人 内閣官房内閣審議官) 福富 光彦君

(政府参考人 内閣官房消費者行政一元化準備室長) 松山 健士君

(政府参考人 内閣法制局第二部長) 横畠 裕介君

(政府参考人 内閣府国民生活局長) 田中 孝文君

(警察庁長官官房審議官) 園田 一裕君

(金融庁総務企画局参事官) 飛田 史和君

(政府参考人 厚生労働省大臣官房審議官) 中尾 昭弘君

(政府参考人 流通審議官) 寺坂 信昭君

(政府参考人 経済産業省大臣官房審議官) 木村 雅昭君

(政府参考人 衆議院調査局消費者問題に関する特別調査室長) 島貴 孝敏君

委員の異動 三月三十日

辞任 鍵田忠兵衛君 猪口 邦子君

補欠選任 亀井善太郎君 浮島 敏男君

同日 平 将明君 小野 次郎君

とかしきなおみ君 安井潤一郎君

田端 正広君 小島 敏男君

同日 西 博義君

補欠選任 鍵田忠兵衛君 亀井善太郎君

同日 浮島 敏男君 小野 次郎君

とかしきなおみ君 安井潤一郎君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

同日 西 博義君

不可欠であろうというふうには考えておりません。

先般、多くの参考人の方にお出ましをいただきまして、いろいろな御意見をちょうだいしました。その中で、朝から晩まで苦情をずつと聞いて、その中で、場合によってはあつせんもしなければならぬ。そういう方々ばかりがたくさんいらつしやるわけですね。お話を聞いておりますと、相談員の皆さん方は五年でようやく一人前だということも言われておるそうでございます。本当に現場というのは、それぐらい厳しいんだということだろうと思います。

そこで、政府案では、来年度の地方交付税の算定において、相談員の報酬を約百五十万円から三百万円に増額をするというようなことも聞いております。地方交付税措置というのは、よく皆さん方御承知のとおり、あくまでも計算上の話であるわけでございます。これを實際に、どのように予算に結びつけていくかということが大事であるうかというふうに思っております。そういったことに關しまして御答弁願えたらありがたいかと思っております。

ります。

○野田国務大臣　おっしゃるとおりで、この委員会でも、既に何人かの委員の方から同じような御指摘がございました。

　お金は用意したけれども、その使いでは、首長さんで、その人のさじかげんで、一般財源ですからどうにでもなると。実際に使われないんじや

地方の消費者行政の活性化というのは、これはもう与野党超えて、すべてのここにいらつしやる国会議員の皆さんの総意でありまして、ぜひとも皆様方にも、地元の首長さんのお顔を見るたびに、その地方それぞれの自治体の首長さんの意識改革をしていただかなければならないわけです。

に、こういうお金がついたんだから必ず使ってくださいというようなことは常々おっしゃっていた。だきたいなということを心から願っております。

私の方は、やはりそういう懸念がありますので、何度かにわたって要請をさせていただきます。要請しましたと言っただけではちょっと御理解いただけないかもしれないので、具体的には、昨年の十二月二十六日には、私の方から、地方の消費者行政の充実について、まず都道府県知事に依頼をいたしました。そして、ことしに入ってから重ねて、二月の四日ですけれども、私の方から都道府県知事に、地方消費者行政活性化のための基金の活用及び消費者行政に係る自主財源の拡充についての依頼をさせていただきました。さらには、市町村長さんにも、先ほどお話がありましたように、恐らくまだセンターすら設置していない市町村がたくさんある中で、そういうことが始まりますよということを周知徹底していただき、ぜひとも御活用いただきたい旨は、私の方から直接依頼を出させていただいております。

ただ、まだまだ発信を続けていく中で、総務省とも連携して、実際に首長さんたちがその理解を深めていただき、消費者のためにそういう措置をしていただけるよう、さらなる努力を重ねていきたいと思っております。

○大塚(高)委員 本場にそのとおりでありまして、我々も地元へ帰りましていろいろな意味でアナウンスもしていかなければならないし、そういったことの实效性についても、我々も先頭に立って努力をしていかなければならないというふうに思っております。

それから、地方の消費者行政を実効的なものにしていくためには、消費生活センターに寄せられた情報を地方と中央に、法執行を担う部局につなげていくことが重要であろうかというふうに思っております。そういう意味において、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○野田国務大臣 地方の消費者行政を実効的なものにするためにはということですが、やはり、消費セン、地方消費生活センターに相談した消費者に対する助言とかあつせんに加えて、そういうトラブルの解決に加えて、私たちは、そのトラブルの

未然防止とか、または拡大の防止というのを図っていくことがこれから極めて重要だと思っております。

ですから、そのために、センターに寄せられたさまざまな相談、苦情の情報をしっかりと一元的に集約すること、そして、その情報を地方の法執行を担う部局において活用して、消費者に対する注意喚起とか事業者に対する処分等の措置を迅速かつ的確に行っていくことが重要だと思っております。

特に、特定商取引法や景表法やJAS法などの法執行事務につきましては、私たち国だけではなく、地方の事業については都道府県も法執行の権限を有しているところでありまして、消費生活センターとの連携のもと、しっかりと地方の消費者行政が図られることが重要だと考えております。

○大塚(高)委員 やはり何といいますが、情報が一元的に入ってくる、それをいかに集約していくかということが大切であります。これが今法案の大きな特色であろうかというふうに思っております。そういったことを踏まえて、これからのしっかりとやっていっていただきたいというふうに思っております。

次に、消費者庁の設置によりまして、さまざまな業界からいろいろな御意見をちょうだいしました。そういった影響というのは、この法案は大きいものがあるという気がしました。特に事業所の方々が、この法案をすることによって、我々いろいろな商売をしているけれども、いろいろな意味で、こんな景気が悪いときにこういうことをされたら、特に関西人は、商売完成り立っていないんじゃないかというような声をよく耳にするわけでございます。そういったことに関して、やはり、いろいろな活動に対して萎縮を招かないかということが一つ懸念されると思うんですが、いかがでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。確かに、委員御指摘のとおり、消費者庁の設置

によりまして事業活動に萎縮を招くのではないかと御懸念もあるわけですが、私ども、そのようには考えておりません。

消費者庁の設置は、消費者の利益を守る体制を整備することはもちろんでございますけれども、同時に、法執行を、継続性、一貫性を持つべきことと執行していくことを通じまして取引の予見可能性を高めていく、そういうことによりまして、事業者が安心して新商品、新サービス、そういったものを提供できる環境を整えていくということにもなりまして、産業活動を活性化させるものというふうに考えております。

また、多様化、複雑化しました、成熟段階に入った日本経済がさらに発展をしていくためには、消費者の不安や不信を解消しまして、個人消費を活性化することが何よりも必要であろうというふうに考えております。

また同時に、我が国の国際戦略の観点から考えましても、消費者庁創設によりまして、日本企業の顧客第一、消費者第一の消費者志向の高さを内外に明らかにしていく、そういったことが国際競争の切り札にもなっていく、そのように考えているわけでございます。

このような意味におきまして、消費者庁の創設は、消費者それから事業者双方に利益をもたらすものでございまして、日本経済によい影響をもたらすもの、そのように考えてございます。

○大塚(高)委員 今さまざまなお取り組みをしていただいているというお話をお聞きしましたが、やはり消費者庁は、消費者には味方であっても事業者にとっては敵であってはいけないものですか、こういうところをきつちりとまとめ上げて、本場にフラットな関係にしていきたいというふうに思っております。

引き続きまして、二階大臣にお尋ねをいたします。平成十八年七月に、パロマ工業株式会社の瞬間湯沸かし器により多くの方が亡くなられるなど被害が発生したわけですが、そのときの担当大臣であられて、本場に大変御苦労をなされた

というふうにお聞きをしております。陣頭指揮をとられて本場に頑張っておられたということをお聞きしたすわけですが、その当時、やはりいろいろな面で情報が入ってこなかった、そういった話もよく耳にするわけですが、それも、実際はいかがだったんでしょうか。

○二階国務大臣 まず、大塚先生の御質問にお答えする前に、委員長のお許しを得て、一言発言をさせていただきますと思います。

それは、本日、御承知のとおり、パロマの事故でお亡くなりになりました上嶋さんのお母様が当委員会の傍聴席においでになっておられます。謹んでお悔やみを申し上げます。恐れ入ります。

ただいまの御質問でございますが、あの当時、パロマ工業のガス湯沸かし器事故において、相次いでとうとう国民の命が失われたことは、今もお、私にとりましては痛恨の思いであります。

長期にわたって事故情報の把握が行われなかった大きな原因は、事故情報の収集・分析体制が十分でなかったことにあると思います。何よりも関係者の事故に対する認識と反省が足りないのではないかと、私も再び当時の担当者にも申し上げてまいりました。社長も呼んでみました。

しかし、そうしたことを繰り返す中で、具体的には、省内の事故情報の連絡・共有体制が十分に機能していなかったのではないかと、厳しい反省がなければなりません。続いて、メーカー側からも十分な情報の収集が行われていなかったのではないかと、これは、まことに残念でなりません。

このため、平成十八年度の十一月に消費生活用製品安全法を改正し、メーカー等に重大な事故の報告を義務づけ、公表する制度を創設し、平成十九年五月から実施に努めているところでございます。

今日は、今先生からお尋ねのようなことに対して一応の体制は整っており、そして、厳しい態度で、再びこのような惨事を起こすことのないよう

に、メーカーの関係者の皆さんはもちろんのことでありますが、経済産業省としても十分配慮してまいりたいということをお互いに戒め合っているところでございます。

今度は野田大臣のリーダーシップで消費者行政の法案が今こうして当委員会御審議をいただけるようになったわけでありますが、私たちは、全省挙げて御協力を申し上げ、今後の各省との連携、そして現場との関係等に十分努力をして、亡くなられた多くの犠牲者の皆さんの霊にこたえる道を考えてまいりたいと思っております。

○大塚(高)委員 本場にそういったことが二度と起らないように、我々も、いろいろな意味での議論も重ねながら、これから対応策、そして、これから必ず起こらないようにしていく国会での審議ということも必要だろうというふうに思っております。そういう御努力をしていただいていることに感謝を申し上げたいというふうに思っております。

野田大臣に御質問いたしますが、先ほどの続きでございますが、もしそのとき消費者庁ができていたら、消費者庁としてどのような対応がとられていたかということをお尋ねします。副大臣で結構です。

○増原副大臣 個別ケースでございますので、私の方から御答弁申し上げたいと思います。

先ほど経産大臣の方から御報告がありましたように、パロマ工業株式会社製造のガス瞬間湯沸かし器問題につきましては、既に二階大臣が申されたとおりのことでございます。その後の改善措置も大分とられております。

このたびのこの法案で消費者庁が創設されました後は、今回のような事故が発生した場合には、消費者の安全、安心を確保するために政府一体となった迅速な対応を行う上で、消費者庁が中核的な役割を果たすことになるというふうに思っております。

具体的には、まず、消費者庁が消費生活用製品安全法における重大事故情報報告制度、これを所

管することから、事業者から消費者庁に対しまして事故の報告がなされるとともに、消費者安全法に基づく重大事故等ということに該当しますものから、情報が消費生活センターあるいは地方公共団体等から直ちに通知されることになっておりまして、これらの情報を消費者庁におきまして一元的に集約し、分析し、管理する。そして、この結果を、消費者庁としまして、メーカー名、型番等の必要な情報を公表しまして、消費者に対して注意喚起を促す、これが非常に大きなことだと思っております。

さらに、消費者庁は、消費生活用製品安全法第三十六条に基づきまして、経済産業省と共同して原因究明のための調査を行い、必要な場合には、経済産業大臣に対し、消費生活用製品安全法第三十九条、これに基づきまして危害防止命令を発動するよう、消費者安全法第十六条に基づく措置を要求することになります。

さらに、再発防止、これを図る必要もございします。その観点からは、消費生活用製品安全法第三条に基づく安全基準の改定、これを行うことが必要でありまして、消費者政策担当大臣から経済産業大臣に対して勧告をするなど、こういう措置も可能となっております。

このように、消費者庁が設置されました場合には、同様の事故が発生した場合に、消費者庁は迅速な対応を図る上で司令塔としての機能を果たすことになる、そういうふうに思っております。

○大塚(高)委員 そういった機能が十分に発揮されることに相なりますように私は願っております。

続きまして、民主党に御質問させていただきます。

先般の二十六日でございます、参考人質疑において、松本参考人がおいでをいただきました。その中で、民主党は政権をねらう党と言っており、政権をとれば内閣に政治家をどんどん送り込むと言っている、それならば、内閣の外に権利院をつくるなどと言わないで、内閣の中につくればよい

のではないかと、このようにおっしゃっておられたわけですね。

この見解に対しまして、権利院と民主党の政権構想はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○枝野議員 私ども民主党は、結党以来、消費者行政の重視をずっと訴えてきておりますし、私どもが政権を担わせていただければ、消費者権利院のような外部からのチェックシステムがなくても、しっかりと消費者行政を担っていく自信を持っております。

しかしながら、行政システムというのは、しっかりとした見識と能力を持った人間が常に権力を持つわけではないということ前提に、どんなケースであつてもしっかりと機能するようなシステム、どなたが政権を担おうが、どなたが消費者担当大臣になろうが機能するシステムをつくるのが、行政権を持つていない立法院としての責任だというふうに思っています。

私もどなたが政権を担い続けたとしても、例えば十年、二十年と同一の政権がもし続いていけば、消費者からの声があるいはなかなか入りにくくなることも考えられます。

ですから、どういった場合でも行政がしっかりと消費者の視点に立った行政を行っていくために、どなたが政権を担っても機能し得るようなシステムをつくる、これが立法院の責任である、こういうふうにお考えをしております。

○大塚(高)委員 私はそういった理解というのはなかなか難しいと思うわけでございます。

その中で、やはり内閣というのは連帯責任があるからこそ、内閣の長である内閣総理大臣がいろいろな面で勧告するということが一番効果があるのではないかとこのように思うわけでございますけれども、そういったことを、大臣、どのようにお考えでしょう。

○野田国務大臣 内閣の中か外かということですが、私たちは一貫して、やはり内閣の中にあらねばと思っております。

その一つには、やはり、消費者目線とか消費者行政という政策が残念ながらこれまでしっかりと根づいてこなかった反省を踏まえ、消費者庁をつくることによって、そういう事業者優先から消費者優先の新しい国づくりの中核を担う消費者庁というものをきちっと設置することで、まずは内閣の中の司令塔を定めて、それぞれ意識のない、どちらかというと意識が薄い各省庁への伝播というんですか、そういう啓蒙もしていかなければならない。

また、それぞれが、今パロマの残念な、本当に気の毒な事故がありましたけれども、一つの役所の限界があるならば、やはり消費者側に立つ中立公正な司令塔によってしっかりとそれぞれの役所に対して権限を持ち、そこがたるんでいたりもしたしている場合には、消費者にかわってしっかりと措置要求、命令ができるようなものをつくっていくことが、まずは、現実的に消費者政策を推進する意味では、この国にとっては必要であると思っております。

内閣の中に置かれるからこそ、今の縦割り行政とかさまざま言われている行政のあり方を根本的に変えることができますし、これまで余り政治の中で語られなかった消費者目線という言葉や発信し、そこに立脚した行政というのを推進することが可能になると思えます。

いずれにしても、こういう組織をつくることで、国民の安全、安心を内閣が責任を持つという新しい時代をつくれる。逆に、外にありますと、今の日本では、残念ながらまだまだ国民の信頼を得るには十二分ではない環境にあるのではないかと考えているわけであります。

○大塚(高)委員 ありがとうございます。

先ほどもお話ありましたように、消費者の目線に立つた消費者庁になっていただきたい。そのためには、その役割というのは本当にこれからも大きく変わってくるものだろうと思えます。消費者からの期待も本当に大きいわけでございますから、そういう省庁になっていただくことをお願い申

し上げ、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○船田委員長 次に、榊屋敬悟君。

○榊屋委員 公明党の榊屋敬悟でございます。

この特別委員会も、きょう始まる姿を外から見
ておまして、随分マスコミの皆さんからも大
きな関心を持たれるようになったということ
で、審議をますます深めなきゃならぬ、こう思
っているわけでありまして。とりわけ、この中
身についてメディアの皆さんにもしつかり関心
を持ってもらいたい、こう思うわけでありま
すが、先ほど同僚の大家委員の方からお話
があったテーマを最初に私も議論したいと思
っております。

きょうは、お忙しい中、二階大臣においで
いただきまして、本当に御苦労さまでござい
ます。

先ほどの議論のとおり、私も十八年のとき
はまたま経済産業部会等の部会を担当して
おりました、パロマ工業の半密閉式ガス瞬
間湯沸かし器の事故、まさに痛ましい事故、
一酸化炭素中毒事件でありますけれども、覚
えております。何点か私も確認をさせてい
ただきたいと思っております。

大臣も、先ほど片りんを吐露されました
けれども、経済産業省全体として取り組みを
しなきゃならぬということで、製品安全全般
にわたって取り組まされて、総点検をやるん
だといつて、相当微を飛ばされて、省を挙げ
て取り組まれたのを私も見ておったわけで
あります。

ただ、先ほど大臣が何点かお話しされまし
た、とりわけ、情報がなかなか集まらなかつ
た、情報収集の体制の不備について論及され
たわけですが、あのパロマの事故については
、事件については、単に情報だけでなく、私
自身はさまざまな問題があった。二度とあ
いいう事件、事故は起こしてはならない、こ
ういう思いを今もって持っているわけであ
ります。

もう一度、改めて大臣、あの事件、一酸化
炭素中毒事故、パロマのあの湯沸かし器の
事故を振り返って、これから、先ほど議論
がありましたように消費者庁へ権限について
移管されるわけであり

ますから、とりわけ、一たん整理をしておく
いうことが必要だろうという思いを持って
おります。

改めて大臣に、あの事件の問題がどこにあ
ったのか、お示しをいただきたいと思つて
おります。

○二階国務大臣 榊屋議員も当時、公明
党の代表としてこの問題の原因究明等に取り
組んでいただいた日のことを思い出してお
ります。私にとつても、本当に残念であり、
忘れることのできない痛恨事でございます。
経済産業省が政策を遂行するに当たり、
常に肝に銘じておくべき重要な問題であ
ると認識をいたしております。

少しお時間をいただいで、今の御質問にお
答えさせていただきます。

平成十八年の七月、警察から照会を受けて
過去に同様の事故が発生していることが判
明したときに、ちようど私、御指摘のよう
に、小泉内閣の経済産業大臣でありまし
た。直ちにパロマ工業に対して、消費者の
安全確保のために万全の措置を図るよう
に厳しく指示を出したところであります。

社長にももちろん来ていただきまして、問
題点について厳しく申し伝ええるのと同時
に、再びこういう事故を起こさないよう
に、企業としても責任を果たしていただ
きたい。

その後、私は、過去の二十八件の発生原因
などについて省内で検証を進めることによ
りまして、それまでの対応がおくれた大
きな原因はどこにあるか、事故情報の収
集、分析の体制が十分でなかったことが判
明し、まことに残念なことだと思つてお
ります。具体的には、省内の事故情報の
連絡、共有体制が十分に機能していなかつ
たのではないかと反省、メーカー等から
十分な情報収集が行われていなかった等
の問題点がわかってまいりました。

こうした点を経済産業省としては厳しく反
省をし、私の指示によりまして、平成十八
年の八月でございましたが、再発防止に向
けて三十一項目の対策を取りまとめた次第
であります。これらの対策の一環として、平
成十八年の十一月に消費生活

用製品安全法を改正していただき、メー
カー等に重大な事故報告を義務づけし、公
表する制度を創設しました。平成十九年五
月から実施に向けて努めているところで
あります。

現在、このことを考えてみますと、こう
した対策、対応はもっと早くやっておくべきであ
ったという私どもの残念な思いと同時に、
反省の気持ちを持っておりまして、今後
において、パロマの一連の事故を肝に銘
じて、製品安全対策に省を挙げて取り組
んでまいりたいと思っております。

○榊屋委員 ありがとうございます。

今大臣から、総点検の実施、そして検
討の結果など御報告があったわけであ
りますが、私も覚えておりますけれども、
あのパロマの事故については、昭和五十
五年、一九八〇年から平成元年、一
九八九年でありましたが、その時点で
製造された半密閉式ガス湯沸かし器
によって、昭和六十年から平成十七
年、何と二十年ぐらいの間に次々に
とんびとんびに一酸化炭素の事故があ
つた。

それで、情報収集という話もありまし
たが、当然、その六十年から平成十七
年にかけて、ガス事業者あるいはLPガ
ス事業者から経済産業省への報告が全
くなかったわけではないわけでありまし
て、十数件は経済産業省に報告されて
いた。しかしながら、それが、これは
重大な事故だということ、それをいち
早く経済産業省として察知し、業界指
導もするし、何よりもまず情報を積極
的に公開する、そして再発防止に取
り組むということが必要だったな、こ
う思うわけでありまして。

その点は、大臣が今おっしゃったよう
に、省を挙げて総点検をされ、問題点
について整理をされて、改善をされた
わけでありまして、私は、今回、とり
わけ消費者庁に権限が移るといふこと
もあって、本当にあつた事故について
は二度と起きないという体制になつて
いるのかどうか。とりわけ、今申し上げ
た、全く情報が無いわけではなく、経
産省には情報が入つていたけれども確
な対応ができなかった、こういうこと
を真摯に受けとめなければならないと思
っているわけでありま

す。その点を私は一番、あの事故につ
いては念頭に置いていただいております。

そうした点で、今回、消費者庁を新
しく設置をして、そして、とりわけ
経済産業省所管の消費生活用製品安全
法、これを改正しまして、重大事故に
関しては、総理の方に報告が行つて、
いち早くそれは公開をする、こうい
うことに改正されるわけでありまし
て。これはどうでしょうか、本当にあ
つたのが二度と繰り返されないんだ、
今回消費者庁に権限を移すことによ
つて、より重層的な体制ができる、こ
うおっしゃるのかどうか、そう言え
るのかどうか。これはどつち側にも
、野田大臣の方から御答弁をいただ
きたいと思っております。

○野田国務大臣 少しお時間をいただ
きまして、しっかりと御説明を申し上げ
たいと思っております。

このパロマの事故につきましては、再
三お話がありまして、まず、事故情報
の十分な共有がなされていない。そ
して、原因究明についても十分行わ
れていない。さらには、問題が長期
にわたつて放置されてきたというや
うなことが主要な問題だったと理解
しております。

そこで、消費者庁が創設されまして
、消費者庁に消費生活用製品安全法
が移管された後、あつては、消費者
庁が消費生活用製品安全法における
重大事故情報報告制度を所管するこ
とになりますから、事業者から消費
者庁に対して事故の報告がなされ
るとともに、これは新法ですが、消
費者安全法に基づき、消費者等から
重大事故等に関する情報が消費生活
センター、地方公共団体等を通じ直
ちに通知をされることから、つまり
事業者と消費者と双方からの情報
を消費者庁において一元的に集約し
て、それをもつて分析することが可
能になります。

この結果、消費者庁として、メー
カー名、型番等の必要な情報を公表
し、消費者に対し消費者被害の発生
または拡大の防止を図るため、消費
者の注意を喚起することができるよう
になります。次に、消費者庁は、消
費生活用製品安全法第三十六條に基
づきまして、経済産業省と共同して原

因究明のための調査を行い、必要な場合には経産大臣に対し、消費生活用製品安全法第三十九条に基づき危害防止命令を発動するよう、消費者安全法第十六条に基づく措置要求を行うことが可能になります。

さらに、その先、再発防止を図るために、消費生活用製品安全法第三条に規定しております安全基準の改定を行うよう、消費者政策担当大臣から経産大臣に対して勧告をするなどの措置をとることも可能になります。

このようなことから、消費者庁が設立された時点では、パロマのような、問題が長期にわたって放置されて発生する事故を防ぐことができるようになるものと考えているところでございます。

○榊屋委員 重ねて大臣にお伺いします。

その場合の重大事故というのについてはどういうふうに定義されているのか。今までの経産省が所管していたものと様々なのかどうか。

済みません、これは通告をしていなかっただけから事務方でも結構ですよ。(野田国務大臣)消費者安全法ですと「呼ぶ」そうそう、消安法。重大事故の報告制については消費者庁に移管するわけでありまして、その重大事故とはというお尋ねでございます。

○野田国務大臣 消費者安全法の第二条におきまして、「この法律において『重大事故等』とは、次に掲げる事故又は事態をいう。『前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの』、例えばこの場合、死亡、重症、一酸化炭素中毒等というところで挙げさせていただいているところであります。

○榊屋委員 事務方でも結構なんです、重ねてお伺いしたいと思います。

先ほど私が申し上げたように、パロマの事故は、まさに昭和六十年から平成十七年にかけてとんびとんび死亡事故が出ている。そうしたものに、これは重大事故情報だということがきちっとその事業者から本場に報告されるという状況

況なのかどうか。それは一気にとつと出てくれば、これは重大事故であるのだらだつてわかるわけでありまして、パロマの事件は二十年かけて重大事故だというのが認識できなかったわけでありまして、そこはどうかになっているのかなというお尋ねであります。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど野田大臣の方から御答弁申し上げましたように、消費者庁の場合、経済産業省さんがこれまでおやりになっておられます仕組みに加えまして、消費者側から消費生活センターを中心に直接に情報が上がってくる、集約をするという立場になるわけでございます。

そういう意味で、確かに、長期間にわたって断続的に問題が発生するときに、それを見逃さないうかという御趣旨かと思えますけれども、消費者庁につきましては、消費者安全法に基づきまして、消費者事故を、例えば一年間、どういう形の事故が多く発生したのか、どういう新たな問題が発生しているのかという新たな問題を、具体的にまだ決めておりませんけれども、四半期置き、ないし年度を通じてそういうことを集約、分析して、新たな傾向等につきましては敏感に把握するということを目標としているわけでございます。

そうした努力を通じて、こういう問題についても、これまで以上に迅速な発見に取り組むということを目指しているわけでございます。

○榊屋委員 先ほど大臣が御紹介された今回の内閣総理大臣による公表、三十六条三項の話をされました。内閣総理大臣及び主務大臣は、第一項の規定による公表について、「消費生活用製品の安全性に関する調査を行う必要があると認めるときは、共同して、これを行うものとする。」

私は、この共同というのは、メリット、デメリット両方あると思うんですね。共同してから、より強固になったということだけではない、共同ですから、お互いに責任のなすり合いであったり、すき間ができるということとはよくある話でありまして、そのために消費者行政を一元化すると

いう今回の取り組みでありますから、私は、今お答えがありましたように、経産省だけでなく消費者庁に一般の国民の皆さんからあるいは事業者からもどんな情報を上げていただく、この体制は大きな前進だというふうには思っているのではありませんが、今回の議論の入り口にあっていうに、産業育成のセクションとそれを管理するセクション、ここはやはりなかなか難しい問題もあり、今事例がありましたように、少しずつの被害が長期にわたって続くというふうなときに、本当に問題を的確に把握できるかどうか。

野田大臣は、情報の共有と原因究明が大事なんだと今おっしゃった。それが本場に、今回消費者庁ができたことによつて、共有は先ほどの説明でわかりました、そうすると、次は原因究明ということについての確にスタート、キュー出しができるかどうか。これは必ず原因究明の対象として取り組まなきゃならぬという判断の確になされて、実行されるかどうか。これも心配なのでありますが、この点も重ねて、とりわけ原因究明ということについて、事務方でも結構でございますが、お答えをいただきたいと思えます。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

製品事故に關します原因究明につきましては、製品評価技術基盤機構、NITEとの連携と申しますか、NITEを適切に活用させていただく、これが非常に重要であるというふうに思っております。

消費者庁が設立されました後に、消費者庁とNITEの關係がどうなるかということについて若干触れさせていただきたいと思えます。

先生御指摘のとおり、重大事故の情報もたらされましたときに、消費生活用製品の安全性に関する調査を行う必要があるという場合に、消費者庁は、経済産業大臣と、経済産業省と共同して調査を行うということにされているわけでございますけれども、その際、経済産業大臣等製品の所管大臣は、NITEに對しまして、「消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせる

ことができる。」、先ほどの消費生活用製品安全法の三十六条四項の方でそのように規定をされております。

このため、消費者庁にこの制度が移管をされました後でありまして、NITEは引き続き経済産業省等のもとで技術上の調査を行っていたということとなります。そして、消費者庁は、経済産業省等を通じてNITEとの連携を緊密に図っていく、そういう形で原因究明に取り組んでいくことになるというふうに考えております。

○榊屋委員 そうしますと、このNITE、独立行政法人の製品評価技術基盤機構、独法でありますけれども、この機能も非常に大事だという御答弁でありました。

重大事故の情報が寄せられた、重大事故情報だと認識をし、そして、その原因究明に直ちに取ることができるという段階で、まさに今、NITEの役割というものが極めて大事であります、NITEは今回の法改正によつて、消費者庁発足という体制によつて、NITEの管理者あるいは責任ある立場、NITEへの指揮命令権というのは変わるわけではないと思っておりますが、それでいいかどうか。

例えば、経産省がぐずぐずしている、経産省は、だつて、やはり業界の育成が大きな仕事ですから、なかなか出ない。そうした場合に、経産大臣を通じてNITEに消費者庁は物を言わなきゃならないのか、いやいや、これはぜひやってくれということで、消費者庁からNITEに直接要請をすることができるとか、そこはどうでしょうか。

○松山政府参考人 消費者庁とNITEの關係でございますけれども、先ほど委員もお触れになりました消費生活用製品安全法三十六条の第三項におきまして、経済産業省と消費者庁は共同して調査を行うということでございます。

そして、そのもとで、NITEに対する所管關係と申しますか、これは現状のままでございますので、先ほど触れさせていただきましたように、

消費者庁は、例えば、経済産業省所管の製品に関する原因究明に関しましては、経済産業大臣にNITEをこのように調査に参画させてほしい、NITEの方でやってほしいということを要請する立場でございます。

ただ、この要請は、三十六条の三項に基づいて行われることになると思いますけれども、基本的には消費者庁の方が必要と考えて経済産業省にお願いをいたしますので、特段の事情がない限り、その方向に沿っていただけるもの、そのように考えております。

○梶屋委員 特段の事情がある場合は要請を断ることができるとか、重ねてお尋ねをしたいと思えます。

○松山政府参考人 基本的にはそういう方針でやっていただけるものというふうに思います。

ただ、例えば、たくさん調査事項を抱えておられて、今週はどうしても取り組めないとか、そういう物理的な制約がある場合には御相談せざるを得ないことがあるかもしれませんけれども、基本的には聞いていただける、そのように考えております。

○梶屋委員 そういう事務的な答弁はやめてもらいたいなと思うんだけど。特段事務的に忙しい場合は対応できない、命がかかわるような重大事故に対して対応するとなったら、私は、直ちに対応しない限り、パロマの反省は何ら生かされないということになる。

野田大臣と二階大臣にもう一度。今回、私は、共同ということを生かしてもらいたい、大きな前進だと思っております。今のような人命にかかわる問題について、仕事忙しい、忙しくないというようなことが判断基準であったとしたら大変なことになるだろう、何のための共同かと思うんですが、重ねてお答えいただきたい。

○野田国務大臣 つまり、これまでの行政組織というのは、消費者というのがすっぱ抜けているわけですね。消費者庁ができるということは、この国は消費者最優先なんだ、やはりそういう司令塔

が誕生するわけでありますから、その精神に基づいて、今先生がおっしゃっていることは当たり前なこと、そういう意味では人命最優先ということ、これまでもそう思っています、やはりそれを高らかに担保する行政組織というのが明らかでなかったわけですから、この消費者庁によってそれが明らかにした今、経産大臣とともにしっかりとやっていくことは当然のことだと思っております。

○梶屋委員 とりわけ二階大臣にお願いしておきたいんですが、私はやはり、今回こうした体制になるということ、それをさらに、パロマの反省を踏まえて、二度とあしたことが起きないように体制を強化するということがなくてはならぬと思っておりますので、重ねて御答弁をいただきたいと思えます。

○二階国務大臣 ただいま梶屋先生のおっしゃるとおり、過去の反省の上に立って、経済産業省は気合いを入れてこの対応をしなきゃならぬというふうに考えております。特に、野田大臣の方と今後一層協力して、まさに消費者庁と経済産業省、一心同体の気持ちで対応していかなくてはならないと思っております。

なお、先ほども少し触れさせていただいたかと思いますが、我々は、この総点検を過去にさせていただいたときに、三十一項目の反省点を列挙して、これに対して一々対応することにしたしておりますが、今度、いよいよ消費者庁の方へ我々の行政の一部を移管する際に、この際に、私は、三十一項目、一つずつ点検をして、これはここまで完成しています、これはまだ道半ばです、これはもう済んでおりますから必要ありませんというふうなことを一つ一つ精査して、申し送り事項としたらいいと思っております。

なお、今度は法律が通ってからのものでありますが、準備期間の今、我々が考えていることは、経済産業省から約三十一名の職員をこの消費者庁の方へお譲りしてともに対応していこう、そして、お譲りをしたから、それで消費者庁のことだ

というふうな考えではなくて、先ほども議員からも御指摘のあったとおり、過去の反省を十分踏まえて、態度で、実行で示すべきだというふうに思っております。

○梶屋委員 パロマの事故は、結果的に、亡くなられた方が二十一名、重症三名、軽症三十六名という痛ましい事故になったわけでありまして、しかも、長い期間を経てそういう被害が出たということでありますから、二度とそういうことが起きないように、今回の体制変更が大きな前進になるようにお願いしたいと思います。

一点だけ、事務方で結構です、確認をしておきたいと思いますが、あの事故のときも議論になりましたが、製品安全について、いわゆる製品安全四法と言われていたと私は覚えてるんですが、今回の改正によりまして、例えばガス事業法あるいは電気用品安全法は、同様の取り扱い、重大事故の報告と情報公開ということは法律改正しなくてよかったのかどうか。

たしか、電気ストープによる健康被害、化学物質の過敏症などの被害があつたとき同時にあつたような記憶があるんですが、そこは大丈夫なのかどうか、事務方、お答えいただきたいと思えます。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のガス事業法や電気用品安全法、それにに基づく製品も対象になるのかという点でございますが、ガス事業法のガス用品でございますとか、電気用品安全法の電気用品、こういったものにつきましても、消費生活用製品安全法の消費生活用製品、これに該当するというところでございまして、重大事故報告・公表制度の対象となるという整理になっているものと承知しております。

○梶屋委員 ありがとうございます。

いずれにしても、先ほど増原副大臣が御答弁されましたが、こうした消費生活用品について、事故等については消費者庁が中核的な役割を担う、こうおっしゃった。私はその方向が正しいんだと思うっておりまして、共同される経産省と連携をして、いい体制がスタートするように、しっかりと

りお取り組みをお願いしておきたいと思えます。ありがとうございます。

○船田委員長 次に、田名部匡代君。

○田名部委員 民主党の田名部匡代でございます。

きょうの質問の時間をいただきまして、実は先週の金曜日に、各役所の皆様方へ大変遅くまで御迷惑をおかけいたしました。御礼と、あわせておわびを申し上げたいと思えます。

きょうは、悪徳商法による消費者被害とはちよつと違う視点で、私の地元青森県で起こった消費者被害というものを例に挙げて御質問させていただきたいと思えます。きょうは、その地元での被害と、あわせてエステの問題、そして時間があれば靈感商法についての御質問をさせていただきたいと思えます。

ざつくりその経緯をお話しさせていただきますけれども、青森県の最大大手と言われる石油小売会社が経営破綻をいたしました。昨年の十月であります。この会社は、ブリカや前払いの灯油券というものを発行していました。それを購入された方々が被害を受けているということなんです。が、前払式証票の規制等に関する法律の規定によつて、ブリカを購入した方々は、半年以内であれば、会社が供託金を納めているのでその一部が還付される、しかし、これが、灯油券を買った方々は対象外だということに言われているんです。

これは、相談件数も、苦情や問い合わせを含むと青森県で五千件であります。この五千件、青森県は、県の相談窓口が四カ所、市の相談窓口が三カ所、合計七カ所しかないんです。地域的な隔たりもあって、大変遠くから、一時間も一時間半もかけて相談に来られる方々がいるというような現状です。この地域の現状というものを考えたときに、これまでも何度もこの委員会いろいろな御質問があったとおり、地域の窓口の充実、相談員の確保、こういったものをしっかりと体制をつくっていくということが必要だと思えます。

ちよつと余談ですけれども、現場に行つて話を聞いてみると、少ない人数の中で、非常にクレマーのような相談が多いと。例を挙げますと、洋服屋さんに行つてジャンパーを買つてきたら、一カ月着ていたんだそうですが、襟が汚くなった、これを取りかえてくれという、まさに本当のクレマー。でも、親切に、お店の人はその成分を調べて、これは汗の脂の成分だからお取りかえすることはできませんと、そういうことに相談員の方も物すごい時間をとられながら少ない人数で対応している、こういった苦しい現状だということも、私も足を運んで初めて知ることができました。

こういった中で、悪徳商法ではないですし、破綻に伴う被害でありますので、そういった通常の手続の中で救済というものが行われていくんだと思いますけれども、なぜ今回このことに注目をしたかという、百年に一度の経済危機と言われる中で、プリカとか前払い式のこういう券というものを買入している方々は非常に多い、被害が拡大をするおそれがあるのではないかな。

実際、全国で、この前払い式の証票の発行者は千七百者、発行額は十九年度で、何と十三兆円も発行されているんです。基準日未使用残高、つまりまだ使っていないというのが二兆円あります。莫大な金額がこういったことに使われているということでありまして、大事なことは、消費者が、こういったメリットに関しては実感をしているんだけれども、そこにリスクが伴うということを余りわかっていない、知る機会がないということだと思います。

今のような、全国の非常に少ない体制の中で、どうやってこれを周知徹底して情報提供していくのか、また消費者に対する教育をしていくのか、そういう場を提供していくのか。金曜日に遅くまで御迷惑をかけたとおわびしながら、いきなり通告外の質問をするのもなんなんです、大臣、こういった消費者教育に関して、新たに消費者庁が設置されたらどのような取り組みをされるの

か、御答弁願えますでしょうか。

○野田国務大臣 通告を受けていないので、私見もまじると思いますけれども、今先生御指摘の灯油券、プリペイドカード法には該当しないというようなことで、トラブルが発生していると聞きました。

このような、本当にありとあらゆる、消費者というのとはすなわち消費をする人ですから、すべての物、サービス、何もかもがやはりそこで起きていくわけで、そこで何らかの問題が発生すればそれはトラブルになってくる。それが法律になっていくかなっていかないかというのは、やはり、どんな新たな手口が生まれれば、そこに法律の対応がなされていないというのが現状のあり方なんです。

ですから、消費者庁をつくるというのはどういうことかという、まずはやはり、今もそうですけれども、このプリペイドの話聞いていても、事業者優先の発想で、商売をうまく円滑に進めていくためにそういうのがあつて、どうも、消費者にとって本当にいいかどうかという発想がかなり後ろになっていくんじゃないか。そういう反省を踏まえて、すべてのこの国に存在する法律の頭に、消費者目線とか国民優先とか、そういうものをやはり持たなければいけないよねということも、この消費者庁をつくっていく、一つの大きな政策転換だと思つています。要は、消費者庁という行政組織を新たにすることによつての国民運動を起こしていこうというの、これは一つのねらいだと思います。

その中で、既にこれは平成十六年に制定されている消費者基本法の中の基本理念、第二条には、消費者の自立支援のために教育の機会が提供されるということがちゃんとあつたわけなんです。そういうこともやはり踏まえた上で、消費者庁というのがそういう司令塔として、それぞれ、例えば消費者庁だけであればホームページの中でやっていくとか、でも、消費者庁ができることによって、その周辺の、さつき仲よくやるのかど

うたらという話もありましたけれども、そもそもが消費者優先とか消費者目線の発想を持ち得なかつたそれぞれの行政が、消費者庁と一緒に共存すること、そういう新しい考え方を学び、それを取り込んでいかなければならない。新しい行政組織に生まれ変わる中で、やはり国民に対して、行政というのは、行政サービスの相手、お客様は国民ですから、そこに対してそういう思いが行き届いていくことも教育の一環ではないかと思つています。

ですから、当然これはやっていかなきゃならないことだけれども、消費者庁ができることによつてより一層、国民にとつても、そして国民の安全、安心を守るそれぞれの役所にとつても必須のことだという意識が芽生えてくるのが非常に大切なことだと思つています。

○田名部委員 これは同じ質問、こちらも同じく通告外でございしますが、民主党はこの消費者教育についてどういう取り組みをお考えなのか、教えていただきたいと思います。

○小宮山(洋)議員 民主党は、消費者教育は非常に大切だと考えておりまして、私どもが提出している法案には、三力所にこの消費者教育のことに言及してございます。政府案を拝見いたしますと、残念ながら、消費者教育には全く触れられていないということです。

○田名部委員 ありがとうございます。

この消費者教育も、今、大臣、消費者庁ができればまたそういった新たな取り組みということが行われるんじゃないかというお話でありましたけれども、やはり地方の窓口も含めてしっかりとした体制がつくられていないとなかなかこういった情報また教育といったことが国民に行き届かないのではないかなというのを懸念するわけであり

ます。それで、引き続きこの青森の話ですけれども、灯油券の被害、平均当たり十四万なんです、最大で八十万。プリカも合わせると二億円。青森県で二億円の被害というのは非常に大きな被害で、

この二億円というの、相談者、窓口相談にいられた方から聞いた金額が二億円です、それ以外の会員が二十万人いると言われていますから、被害総額というのは物すごい大きな金額になるだろうなということが予想されるわけです。

この会社も、これは私が判断することではないので、会社がわざとだったか悪徳だったかということでは今の段階では判断できませんけれども、しかしながら、灯油券においても一年券というもの実は出してたんです。では、一年券は、さっきのプリカ法に基づけば対象になるのかということなんですけれども、それが供託金を納めていない、つまり、これは届け出制なので、灯油券は、半年の有効期限である、供託金の対象外だという届け出を出して、会社がきちんとした届け出を出していなかったんですね。でも、実際は、半年の有効期限であっても継続してそれを使うことができた、一年券が出ていたりというような複雑な裏側の事情もあるんです。

こういったこと、これはまさに消費者にとつては消費者被害で、青森県なんかは、年間の所得というのは東京に比べると半分しかない、この被害者の方々というのは、青森は冬が寒いですが、灯油やガソリンが上がつた時期に、少しでも、一円でも安いものが欲しいということで、なかなかしの年金を使つて購入したという方々も非常に多くいらつしました。まさに死活問題だということなんです。

こういったプリペイドカードとか前払いの券というのは、まさに消費者と密接な関係、物すごい深いものであるにもかかわらず、今回この消費者庁の中にプリペイドカード法が入っていないんですね。これは、私、本会議場でも、四十三の法律が入っていないということをお伺いしたときに、大臣の御答弁では、必要に応じて各省庁に措置要求を行っていくことだったんですけれども、これだけ消費者とかかわりの深いプリペイドカード法がなぜ今回入っていないのかということが御答弁願えますでしょうか。

○野田国務大臣 プリペイドカード法がなぜ所管ではないのかということです。

ちよつとその前に、先ほど教育の話で、舌足らずだったんですけれども、申し上げたように、消費者基本法にのっとって、それをしつかりとこの国で根づかせていくために必要な行政組織としての消費者庁がありますので、当然、基本理念の消費者の教育というのは、言わずもがな、わざわざ書かなくてもそれは当たり前のことなので、むしろ、それを円滑に進めていくためにこういう行政組織が旗を振っていかなくはいけないという御理解をぜひしていただきたいなと思います。

それで、いわゆるプリペイドカード法というのは、プリペイドカードの発行者に対して登録制の規制を行い、その発行等の業務の適正な運営を確保することにより、プリペイドカードの購入者等の利益を保護するとともに、信用の維持に資することを目的としております。具体的には、この法律は、発行者についての届け出、登録、プリペイドカードの表示義務、発行保証金の供託、名義貸しの禁止等を定めている法律です。

この法律は、購入者等の利益の保護をうたっていますけれども、プリペイドカードは決済システムの一部を構成するものであり、信用維持の観点から発行保証金の供託義務が設けられているなど、プリペイドカードの発行等の業務の適正な運営を確保することを主たる目的とするものでございます。

こうしたことから、この法律は、相対的に、消費者の利益の擁護及び増進を任務とする消費者庁が所管することの妥当性、必要性が低く、消費者安全法に基づき、内閣総理大臣が金融庁長官に対して必要な措置を要求することなどによりまして対応することが内閣全体の役割分担として適切であり、かつ、効率的に消費者利益の保護を図ることができるという理解をしているところであります。

○田名部委員 さつき大臣が御答弁でおっしゃっておられたように、企業側に立った視点なんだろう

うと私は感じたんですね、今回の事件を受けて。このプリペイドカード法の中で、消費者に対してきちんとした情報の提供とかこういうリスクがありますよだとか、そういう話を、そういう話を伝える機会というのは何にもないわけで、義務づけられていないわけで、何もわからないままそういう契約を結んできた。

そして、大臣も今御答弁でおっしゃったように、今回私も青森の財務事務所へ聞いたんですけれども、届け出なので検査権限がないということ、今回は、十月に営業停止、破綻をした後で、実際六カ月以上そういう使い方をしていたとか一年券があったとかいうことを知ったんです。だから、会社からのそういう届け出がなかったの

でわからなかったというお話だったんですね。では、二十万人もの人が使っていて、そういううわさがなかったのか、仮にあったとしたらどういう対応をしたんですかと言ったら、仮にあったとしたら、そのことを会社に確認します、それで指導しますという話だったんですが、会社に確認するだけでは、結局本当のことを言っているのかどうなのかという、事実関係、実態がわからないわけ、まさにそれこそ消費者の立場に立つて、何かがあったときにきちんと消費者が守られるのかどうかというようにことをやっているかなければならないんだというふうに思います。

それで、では今回新たに消費者庁ができたときに、どういう権限を持って、こういった、所管していない分野に対して物を言っていくのか。本場に消費者庁のトップが強い立場で臨んでいかなかったら、片や産業を守る、産業育成を進めていく、片や消費者庁だと、何か一致しないところとか合わない議論、どちらか、いや、これも大事これも大事という話の中で、軽くあしらわれてしまふんじゃないかというふうな気がしてならないんですが、その辺はいかがでしょうか。

○野田国務大臣 まず、消費者庁がどうなるかという前に、今の先生が御指摘の案件について、今お話を聞いていましたら、届け出事項をちゃんと

してないなかったという話から始まっているとするならば、これは今の体制であっても金融庁における監督責任というのがあるわけですから、まずそこがやはりしつかりやらなければならぬということが一番大きい話だと思っています。

それをしていたいた後、では、消費者庁ができました、消費者のためにどういことができたかということなんですけれども、まずは、この事例だと、消費者の安全、安心を確保するため、政府一体となった迅速な対応の一環ということで、消費者の利益擁護の観点から関与することになってきます。

具体的に何をするかというと、新法の消費者安全法に基づいて、それぞれ地方で、青森なら青森で、消費生活センター、お忙しいと聞いていますけれども、そういう関係行政機関等から、消費者から来た情報を収集して、そして集約して分析をいたします。そして、消費者庁は、その集約し分析した情報を消費者にわかりやすい形で公表させていただきます。消費者に対して注意喚起をしつかりと行うということが可能になります。

○田名部委員 冒頭申し上げたように、これは悪徳商法ではないので非常に難しい部分だというふうに思っています。言ってみれば、民主党が出している違法収益剥奪でもないで、こういった救済のしようもないということなんです。

では、こういった件においては、消費者権利院としてはどういう対応がとれると考えられるのか、教えてください。

○階議員 お答えいたします。

今、プリペイドカード法に基づく権限が政府の場合にはちゃんと行使されないんじゃないか、要するに、産業育成という行政の目的と消費者保護という行政の目的、二つある場合に、一方がおざなりに、この場合ですと消費者保護の方がおざなりにされてしまふんじゃないかということ、それに対して我々はどういうことができるのか。

我々は、従来から繰り返し申し上げておりますとおり、まずもって、消費者保護の行政と産業育

成の行政というのが矛盾するようなことはない、内閣の外から行政をコントロールしますから、矛盾することはないということでございます。

そして、具体的に言いますと、今回のケースでいえば、プリペイドカード法に基づいて、ちゃんとその発行している業者が供託金を積みこんでいるか、供託金を積みこんでいけばいいといたときに払い戻しを受けられますから、供託金を積みこんでいるかというのを本当は行政がチェックするといけないわけですね。行政がチェックするときに立入検査権とかあるわけですから、それが今回は十分されていなかった。

それに対して我々は、地方の消費者権利局あるいはその支局の方で、この業者がたたくさんプリペイドカードを発行しているんだけれども、どうやら何か経営も危ないらしい、そういう情報を察知したら、いち早く行政に対して立入調査しろよという勧告を出します。

それに対してもし立入調査すれば、事情が明らかになって、必要に応じて供託金を積み増ししてもらいなり、あるいはプリペイドカードの発行をやめてもらう、そういう対応はできるわけですが、仮に、消費者権利局が勧告したにもかかわらず、それに応じなかった場合は、もし緊急の消費者保護の必要があれば、その場合は、勧告したという事実を公表して世の中に注意の喚起をする、それによって消費者の皆さんはプリペイドカードを従来のように買い増したりしないというふうに考えております。(発言する者あり)

○田名部委員 今声があったように、破綻をするというのは、例えば経営状況が危ないから必ず倒産するとは限らないわけで、経営努力によつてはまた持ち直すこともあるかもしれない中で、このケース、本当に難しいんだと思うんですね。では、そういうことを公表してしまつたら、会社、倒産しなかったかもしれないけれども、倒産してしまふかもしれないということも踏まえて考えたときに、この会社、ぎりぎりまで、営業停止

をする前日とか前々日まで実際は灯油券を売っているんです。会社の従業員の方々は知らなかったから売っていたのかもしれないんですが。

ただ、こういうことを、消費者庁になったときと考えると、やはり、内閣の中で企業を守りたい側と消費者の立場に立った側が、今言った、そんなことをしたら会社がつぶれちゃうよ、でも消費者の被害が広がっちゃうよという、これはなかなか一つにならない。だからこそ、私は、行政の外からきちんとしたチェックをして、適正な立入検査をして指導をして、そして必要なときにその情報を消費者にきちんと伝えていくというような体制が望ましいのではないかと、必要なのではないかというふうに考えています。

ぜひ、こういったことも多くの国民の皆さんに御理解をいただいて、真に消費者の立場に立ったというのはどういうことなのかということを御理解いただければというふうに思います。

きょう、経済産業大臣にもお越しいただいているので、ちよっと時間がなくなりましたので、一つ、次の話題に移りたいと思います。

エステ、大臣はエステへ行かれたことがありますが、余りないですか。私も、まあ見ていただければ、無頓着で余りそういうことはしないですけれども、経済産業省は、エステ業への実態調査、適正化に関する検討会、認証制度など、エステをいやし系サービスの中心ととらえ、これまでも取り組んでこられた。エステの業界の皆さんも、消費者への適切なサービスとか、信頼、安全というものをつくり上げるためにこれまでも取り組んでこられたんですけれども、非常にトラブルが多いんです。

年間で一万件を超えるエステ業に関するトラブルがあつて、それは、契約の問題もあるんですが、実際は施術を行ってあざができたとかやけどをしたとか、こういうことは、多分、聞いても、重大事故にはならないという答ええなんだと思います。ただ、特に女性にとっては、男性も同じかもしれませんが、やはり外見へのやけどだ

とかあざというのは非常に本人にとっては重大な事故になるんだ、私はそう思うんです。

こういった一万件を超えるトラブルが報告されている中で、経済産業省としてどのようにこの業界全体の把握というものに努めて取り組んでこられたのか、また、必要なとき、この問題に対しての指導というものをされてこられたのか、お答えいただけますでしょうか。

○二階国務大臣 エステは、御承知のとおり、男性も女性も問わず、健康と美しさを求めるということで、消費者の志向は、先ほどお話にありましたとおり、高まっております。事実であります。

エステティック業は、潜在的な成長力を持つておる有望な分野であることには間違いありません。しかしながら、エステティックサービスは、ただいま田名部先生からも御指摘のありましたように、直接体に触れて行われるサービスでありますので、安心、安全というものの確保、消費者の信頼を得るということが、この事業そのものの健全な発展に重要な要素だというふうに考えております。

そのため、経済産業省では、消費者が安心してエステティックサロンを利用できるように、安全の確保をするために必要なエステ関係者の知識あるいは技能、安全マニュアルの整備等を含むエステティックサロンの認証制度ガイドラインを策定いたしました。続いて、このガイドラインを踏まえた認証制度のために、平成十六年であります

が、特定非営利活動法人日本エステティック機構が設立されました。平成二十年の一月の認証事業開始からちょうど現在に至るまで、四十九社、二百五十二の事業所が認証されております。

経済産業省としても、この認証制度の充実と定着を図られることを期待しております。また、今御指摘のようないことが事実であるとすれば、徹底的に調査をしてまいりたいと思います。

同時に、先ほど、冒頭御質問ありました件で、エステティックの人たちの集まりの場に行つたことはありますが、まだ、中でみずからが体験した

という経験は残念ながらありません。

○田名部委員 二階大臣もエステに行かれたかどうかの御答弁をいただいて、ありがとうございました。野田大臣にお伺いしたつもりだったんですけれども。

今は、実際、いや本当に、これは男性の被害がふえているのが現状なんです。男性も美意識が高まりまして、エステを利用して実際に被害に遭われているので、決して笑い事ではない。皆さんもいつか行かれて何かあるかもしれないから、そういうことを覚えていただきたいと思うんです。

実際、今大臣から答弁があつた、ちゃんと認可を受けているという以外にも、多分知らないところであくさんのそういう営業をしている業者があるというふうに思うんです。その全体像が見えてこない、だから取り締まりができないということなんだと思います。

あわせて、実はこれは、経済産業省だけではなくて厚生労働省もかかわってくる分野でありまして、厚生労働省では、美容レーザー脱毛に関しまして、これは医師法に基づいて、だめですよ、永久脱毛、毛根部分にやるのはだめですよというのが医師法で決められているんです。一方、平成十四年に、経済産業省は、エステティックにおける美容レーザー脱毛、一定期間の除毛とか減毛効果のための施術に関しては業界自身による基準の策定が必要なのではないかという見解を示しているんです。

よく見ると、毛根と、一定期間の除毛の違いなのかというふうに思うんですが、野田大臣、まさにここが、企業を育てていかなければいけない立場と、命や健康を守つていかなければいけない厚生労働省との見解の違いである。

なぜわざわざ経済産業省がそういう見解を出したのかな、まあ、厚生労働省の意見も踏まえてというように書いてあるんですけれども、これは、消費者庁になつたら、こういういろいろな立場の役所と話をして消費者を守るという行政を実行しなければならぬわけですが、大臣から

は、なぜわざわざこういう見解を出されたのか、今の質問は二階大臣。

そして、野田大臣からはぜひ、消費者庁になつたら、こういったそれぞれの立場の違う省庁をどうまとめて安全を守っていく、こういった取り組みをするのか、教えていただけますか。

○二階国務大臣 厚生労働省は、エステティックサロンで行われる施術が医師法に抵触し、健康被害が生じることのないようにとの観点から、平成十三年でございますが、脱毛行為等の取り扱いについての通達等により指導を行つてきています。伺っております。

御指摘の報告書は、平成十四年に、厚生労働省の通達を踏まえ、エステティック業の振興の観点から、消費者が安心してできる施術のあり方を整理するとともに、エステティックサロンや関連機器の事業者自身が取り組まなければならない設備環境や施術方法等に関する課題を明確にしたものであります。

これらを踏まえて、経済産業省では、エステティック業界の自主的な取り組みにお役に立つように、平成十九年に、取引の適正化や安全面への配慮に関するルールを明確にしたエステティックサロンの認証ガイドラインを策定したわけであり

ます。

エステティック業界では、本ガイドラインを踏まえて認証制度が開始されておる今日であります。ただいま御指摘のような問題点について、よく、関係者に対して、責任ある立場の者から指導をさせたいと思つております。

○野田国務大臣 御指摘のエステティックサロンでの身体被害、苦情相談というのは、国センの方でも年間六百件ぐらい寄せられていて、大変問題があるのかと思つています。

では、消費者庁ができたなら今のようないことがどう解決されていくかという、まずは相談センターにさまざまな被害が寄せられる、その情報をしっかりと一元的に集約して、そしてすべて分析をさせていただく中で、やはり消費者目線に立つ

た、要するに、これから、まずは被害があったときに注意喚起をするようなことをやりつつ、やはりこれではだめだということであれば、企画立案を一元的に持たせていただいておりますので、そういう関係のところとお話をし、よりよいものをもう一度つくり上げていくということが、消費者庁では迅速に解決できるということが国民に対して提供できることだと思っております。

○田名部委員 時間が足りなくなることが大変残念で、民主党の提出者の皆さんに本来お聞きをしなければならなかったんですが、今までの、いろいろ御答弁をいただいていたことを見ても、またこれまでの行政を見ても、連携をとるんだ、連携をとるんだと言いが、なかなかそれは実現してこなかった、実行されてこなかったわけであります。また、それぞれ立場の違う省庁間で、それぞれの立場で物を話し合ったときに、どう考えたって消費者の立場からの消費者行政というのは行わないだろう、そんなふうに私は思っている、やはり内閣の外から、一歩引いたところから、本当の意味での消費者の立場での消費者行政を行っていく必要があるということをお願いし、最後、お越しをいただいた、もう一つ残っていた質問、関係者の皆さん、本当に済みません。これで終わります。

ありがとうございます。

○船田委員長 次に、枝野幸男君。

○枝野委員 衆法の方の提出者ですので、内閣提出法案についてだけお尋ねをいたしますが、その前に、委員の皆さんにお問いかけをさせていただきたいんです。

内閣提出法案と民主党提出法案と両案が出てきておりまして、ただ、残念ながら、与党の皆さんを中心に、民主党提出法案に対して、きょう一点だけ聞いていただきましたが、最初の岸田委員の質問以外ほとんど質問がございません。私どもとしては、当然、双方の意見が違っているんですから、特に与党の皆さんから相当厳しく我が党の質問点について指摘を受けるものと覚悟をして準備

をしてきておりますが、質問がないということは容認をさせていただいているというふうに受けとめるのが、世の中の常識だと……（発言する者あり）笑い事じゃないです。笑い事じゃないんです。

問題だと思ふんだったら、おかしいじゃないか、ここはここはということ、我々が今やっているように、野党に対して聞くのが当たり前であって、問題点を聞きもしないで、最終的に反対だとするんだとすると、これは余りにもアンフェアですから、おかしいと思っているんだから、おかしいところをちゃんと質問の中で追及していただきたい。追及する能力もないのに反対だけするのは無責任だということだけ、まず冒頭申し上げておきたいというふうに思います。

それから、他の野党の皆さん、ここで厳しい質問をしても野党共闘が壊れるだなんて思いませんから、どうぞ遠慮なく厳しい質問をしていただいて、最終的にどちらが正しいかを判断していただければというふうに思っております。

質問に入りますが、順番をちょっと変えさせていただきます。

先ほど来パロマの問題が出てきておりますし、まさに命にかかわるという問題では重要度が一番高いと思いますので、このパロマの問題からお尋ねをさせていただきたいというふうに思ふんですが、今回の事故を受けて、先ほど経済産業大臣の御答弁で、消費生活用製品安全法に基づき、ここに重大事故の報告義務を課したと。私は、これは一歩大きな前進だろうというふうには思っています。これを制度として導入をして、経済産業省の方には企業から、メーカー側から事故情報が入ってくる、消費者庁の方には消費生活センターを初めとして事故情報が入ってくる。

そこまではよくわかるんですけども、その上で、例えば消費者庁に入ってきた情報を、先ほどのエステの話でいえば、個別の法案の所管をしないにもかわからず、消費者庁は関係機関に対していろいろなことができるというところをおっしゃっていますが、では、なぜ、消費生活用製品

安全法については、経済産業省の所管から消費者庁も共管をすることに変わったのか。その本質的な理由を説明してください。

政府委員は認めていませんから、大臣か副大臣か政務官。

○並木大臣政務官 お答えいたしますけれども、共管に変わったということについてでございますけれども、消費者の方からきちと上がってくる総合的な情報があるわけですから、それがしつかりと主務官庁に、消費者の目線から伝えられるということが重要であろうかというふうなところで、委員おっしゃるように、まさに官庁が事業者本意であつたりとか、あるいはすき間ができるような、自分の管轄しか担当できないというふうなところの現状をかんがみて、その辺についてはしつかりと消費者庁に移管して、そうしたところから対策を主務官庁に対しても講じられるように、そもそも論からすればそういうところだというふうに思っています。

○枝野委員 済みません、今ではお答えになっていません。

消費者庁に入ってきた事故情報、特に生命にかかわるような重大事故情報ですから、消費者安全法だけでも、必要があれば、もともとの所管である経済産業省に対して物が言えるんですよ。経済産業省は、経済産業省の独自の努力で法律を改正して、企業側からの事故情報は入ってくるし、入ってきた事故情報は自動的に、共管にしながらも、消費者安全法によって消費者庁に入ることになっているんです。事故情報の一元化は、いずれにしても、この所管の移動がなかったとしてもできるんです。できた上で、消費者庁は経済産業省に物が言える仕組みをつくっているんです。にもかかわらず共管にしたのはなぜなのかという説明をしてください。

○並木大臣政務官 失礼しました。お答えします。

もう一点、重要なところを欠いていたかというふうに思いますけれども、消費者庁そのものは直接的に情報を集めていく、こういったところも、基本的に消費者の安全、安心を図るため、そういうところが機能としてさらに強化されるんじゃないか、そのように考えております。

○枝野委員 それでは、従来のように、つまり、パロマの事故を受けて、経済産業省所管の消費生活用製品安全法は、経済産業大臣のところにメーカーからの事故情報が集まるようにしているんですが、しかし、経済産業省に集まったものでは危ない、そこで何かこたごたになつてしまふというふうなこの立法は考えている、これでよろしいですね。

○並木大臣政務官 危ないかどうかというのは委員の御判断を加えたものかと思ひますけれども、双方がきつちりとそうしたものに対応していく、そういうことが必要である。つまり力を合わせて消費者のために対応する、こういうふうなことであります。

○枝野委員 では、何でガス事業法や電気用品安全法は共管にしなかったんですか。同じような危険があるんじゃないですか。ガス用品と同じように、少なくとも電気用品安全法に関しては、同じような仕組みにして同じように共管にしないと、なぜ、ガス用品だけ移したのか、消費生活用製品安全法だけ移したのかという説明に私はなっていない。

まさに大事なことです。パロマの事故で実際に人が亡くなつていっているという過去の失敗が具体的ににある問題だから、このことに特に反応するのはよくわかりますが、過去においてはパロマのガス製品だったけれども、次はもしかすると電気用品安全法のかかわる分野かもしれない。次に何が起こってくるかわからないわけですから、可能性のあるものは全部同じようにしないといけないんじゃないですか。

○並木大臣政務官 お答えします。

いわゆるガス事業法とか電気用品安全法、こういうふうなものに関しては、ガス用品、電気用品でございますけれども、既に消費生活用製品安全

法の消費生活用製品に該当して、重大事故報告・公表制度の対象となっていくということです。

○枝野委員 今のを確認します。

間違いないですね。ガス事業法や電気用品安全法にかかわって消費者にかかわるものは、全部、消費生活用製品安全法の対象製商品にもなっている、抜けない。いいですね、間違いないですね。むしろこれは経済産業省に聞いた方がいいくらいなんだけれども、どちらが答えてもいいです。

○並木大臣政務官 基本的には対象になっているというふうに考えております。

○枝野委員 ガスそのものの瑕疵で事故が生じたときも消費生活用製品安全法で対象になるんですね。いいですね、経済産業省。

○増原副大臣 あくまでも消費用でございまして、ガスは工業用もあればいろいろありますよね。我々は、ガス器具、家庭用のガス器具について申し上げているのであって、そこがやはり消費者と直結すると言っているわけです。

○枝野委員 今の並木大臣政務官と副大臣の、整合性をとってください。政府見解を統一してください。ずれています。ずれていますよ。

○並木大臣政務官 お答えしましたとおり、ガス用品とか電気用品で、いわゆるガスタンクとかそういうところまで広げたような、そういう話ではございません。今副大臣もお答えしたようなところがあります。

○枝野委員 話がわかっていないですね。そんなことはわかっていますよ、ガスタンクは消費者と直接関係ないです。

だけれども、ガスの瑕疵によって消費者に被害を与える可能性というのはゼロじゃないんですよ。可能性はあるんですよ。ガス用品、つまりコンロとかそういうものの瑕疵によって事故が生じるケースもあるでしょう、それからコードみたいなもののせいで事故が起こることもあるでしょう、だけれども、ガスの瑕疵によって消費者が被害を受けることが絶対にあり得ないだんという

ことはないんですよ。

だけれども、先ほどの政務官の話は、ガス事業法や電気用品安全法にかかわるもので消費者に係るのは全部対象になっているというから、違うと言っているんですよ。ガスは対象になっていないでしょう。ガスそのものの製品の瑕疵によって消費者被害が生じたときに、消費生活用製品安全法の対象になっていないでしょう。その可能性もあるんだから、何でそれを消費者庁の所管にしないんだと言っているんですよ。だれか答えてください。

○並木大臣政務官 先ほどもお答えしたとおりでありまして、ガス用品とか電気用品というふうにお答えしております。ガスそのものというのは生産者の問題ですけれども、それについてはお答えしておりませんけれども、先ほどから。

○枝野委員 では、答えてください。ガスの瑕疵によって消費者被害が生じる可能性はゼロですか。そんなことはないでしょう。

○増原副大臣 枝野委員の御意見は、電気そのものの、電気の商品でしよう、ガスの品質でしよう。そういうものは事業法でやはりきちんと品質確保するわけでしょう。それが、そのものでもって消費者の被害が出ることがナッシングとは言いませんよ。ナッシングとは言いませんけれども、それを、具体的には委員はどういうケースを言われているんですか。

○枝野委員 やはり、このところのずれがこの問題に対する基本的なずれだと思ふんです。要するに、大体、パロマのような、ずっとガス湯沸かし器製品をつくってきた一流企業が、製品の瑕疵で人が何人も亡くなるだんというケースをこんな何年にもわたって繰り返してくるだんというところは、逆に言えば、常識的にはだれも思っていないからこんな事故が繰り返されたんですよ。

ガスそのものだって、例えば、普通にガスの線に基づいて配給されているガスと全然性能、性質が違って、引火性が高かったりとか爆発力が高

かったりというガスが供給されて家庭に届いてしまったら事故になる可能性があるわけです。これは明らかに消費者問題ですよ。電気だって、百ボルトで供給されていると思っているけれども、これが突然五百ボルトで供給されたら事故が起こって人が死ぬかもしれないです。可能性の問題を言っているんです。

そういう意味では、可能性が低いから排除するというところで消費者問題はいんですか。可能性はあるものについて、それについて、いや、ほとんどないですよ。ほとんどないから、仮に共管にしたとしても、消費者庁がやることはほとんどないかもしれない。でも、事故が起こる可能性があつて、事故が起こる可能性があるときに経済産業省だけに持たせていたら心配だといって消費者庁と共管にするんですよ。だったら、それについて共管にしておけばいいじゃないですか。何でしないんですか。

○増原副大臣 おっしゃる通りに、万が一ないとは言えません。世界じゅうの森羅万象、皆そうですよ、それは。言えると思いますよ。

ただ、そのときに、消費者で、今おっしゃったように百ボルトが五百ボルトとか、そういうことになりますと、これは消費者だけじゃないですよ。あらゆるところであらゆる膨大な被害が生じてくるわけですよ。ただ……（発言する者あり）ちよつと黙っておいてください。あなたは質問してないんだから。

そういう意味では、ちゃんと、この消費者安全法において、ガス事業法なり電気事業法に基づく主務大臣がとるべき措置についてこれは措置要求をすることができ、ちゃんとそうなっていますから、今委員がおっしゃるような、万が一にもそういうことが起きる危険性があるというのであればそういう措置をとらせていただきます。

○枝野委員 パロマのガス湯沸かし器だって、消費者以外も使っているんですよ。事業所の中で使っていたケースがあるわけですよ、家庭用の湯沸かし器だって。だけれども、大部分は消費者の

皆さんが……。事業者が事業所の内部で使ったら消費者じゃないですよ。そんな定義もわからないで審議しているんですよ。個人が事業と関係なく使っているのが消費者なんだから、どこかの工場の中でパロマの湯沸かし器を、どこかの会社の事務所の中で使っていたら、これは消費者問題じゃないかなんですよ。あらゆるもの、そうですね。消費者問題というのは、消費者以外の者も使うかもしれないものも全部含まれているんですよ。そして、最後のところで本質問題を言いました。消費者安全法をつくって、そのことによつてカバーをできているにもかかわらず、恣意的に二十九本だけピックアップをしたこと、それが一種の世論誘導で誤解を与えているにすぎないということを指摘しようと思つて私は質問しているんですよ、水かけ論をこれ以上続けてもしようがないので、一たん視点を変えます。

消費者庁は、消費生活用製品安全法、パロマのような事故の場合において、消費者庁に入ってきた情報に基づいて重大事故の内容を公表すると言っています。関係府省の意見を聞いてと書いてあります。関係府省が反対をしたら公表しないですね。

○増原副大臣 消費者庁は、消費者の立場に立っております。関係府省の中で意見調整が、今おっしゃったような形で十分でない場合であつても、事の重要性、緊要性があれば、それは当然のことながら公表することになると思います。

○枝野委員 では、そういうことをちゃんと書くべきじゃないですか。関係府省の意見は聞いてもいいですけれども、わざわざ法律、これは法律上の要件なのか何なのかよくわからないような書き方をしていますけれども、そんなこと決めておく必要はない。当たり前のこととして、ガスのことだったら経済産業省のガスの担当のところに意見を聞いて、どうなっているんだとやるのは当たり前じゃないですか、こんなことを書かなくたって。にもかかわらず、わざわざ関係府省の意見を聞

いてだなんて書いてあって、関係府省が、そんなもの絶対反対だ。可能性ありますよね。パロマの事件のようなケースでどうなるかわかりませんけれども、消費生活センターにはたくさん事故の情報が入ってくる、だけれども消費生活用製品安全法に基づく事故情報は経済産業省には入っていない、いや、そんな情報は入っていないね、そんな、たまたま偶然じゃないですかという話で反対されたときに、でも、公表しなきゃいけないんですから、わざわざ要件として、関係府省の意見を聞いてだなんて入れる必要ないんじゃないですか。

○増原副大臣 御指摘の点でございますが、これは、できるだけ内閣全体でしっかりとした対応をとろうということでありまして、関係省庁に入っている情報はすべて我々は集めて、そしてその中身についてきちっと分析をする必要がある、そういう意味で、関係省庁の意見を聞くのも当然のことだ、そのように思っております。

あたかもその事業を所管している役所が、省庁が、その事業省庁だけのことを考えているというふうな前提で、どうも先ほど来質問されているのではないかと気が私はいたします。このたびの消費者庁の設置法での設置をもつて、私は、これははっきり申し上げて、これまでにない大変な行政改革を推し進めることになる、そのように信じております。

○枝野委員 今の最後の話は自己矛盾に陥っているんですよ、皆さんは。

今までの行政官庁は業界の方を向いていたから、だから新たに消費者庁というのをつくって、消費者目線の役所をつくらなきゃならないといつて消費者庁をつくらうとしているんじゃない。各役所がみんな、経済産業省だって農林水産省だって、別にどこにも、どこにも業者の側を向いて行政しろなんて書いていなくて、それこそ農水省が何かには、ちゃんと消費者のためにと設置法に書いてあるじゃないですか。経済産業省も書いてあるんじゃないですか。書いてなきゃ書けばいい

じゃないですか。

それで解決をしないとそこはお互いに思っているわけですが、まさに消費者庁をつくったからといって、経済産業省が別に消費者を無視しているわけではないけれども、入ってくる情報が業者サイドなわけですよ。消費生活用製品安全法だつて従来から経済産業省に集まってくるということだし、まして、これまで専管で、共管されてしまったら、ますます経済産業省に入ってくるのは業者側からの情報ですよ。

例えば、今回の件に戻りましょうか、パロマの問題に戻りましょうか。なぜおくれたのか。

なぜおくれたのか。事故の情報そのものは広い意味での行政府には入っていたんですよ。事故があつたということが入っていたんですよ。それは大分古いですよ、先ほどの議論の中でも。経済産業省にしろ、例えば警察にしろ消防にしろ、これは全部行政機関ですからね。だけれども、いずれも、最初のうちは製品の欠陥だと思わなかったわけですよ。製品の欠陥ではなくて、たまたま一酸化炭素中毒事故が生じたと思つたから、パロマの製品の問題として対応することはおくれたわけですよ。あるときに、こんなにあるんだからこれは欠陥じゃないかと初めて気づいて動き出したんですよ。

経済産業省という役所は、製品の欠陥の可能性があるとわかつていたとしても一件か二件だからと握りつぶすような、そんな官庁じゃ昔からないでしょう、大臣。

○二階国務大臣 議員が御指摘のように、一件であろが二件であろが、人の命にかかわるようなこういう重大問題であります。徹底的に究明するのが本来の仕事であります。それが対応がおくれたというこの反省の上に立つて、今あらゆる対策を打ち立てたところでありまして、今後は、御審議の結果新しく消費者庁が誕生した上には、十分連携をとって対応していきたいと思っております。

○枝野委員 いいですか、私も基本的に、我々民

主党は霞が関とけんかをして闘っていると言われているんですが、システムとしての霞が関がおかしいと思っているのであつて、個々の官僚の皆さんが悪意を持って、まさに欠陥だとわかつていながらその情報を握りつぶすというようなことをやつたケースというのはほとんどレアケースだろうと思ひます。まあ、そう信じない世の中やつていいけないということもありますが。

今回のケースなども、たまたま、パロマの事故で亡くなった人が出たという情報を持った人が消費製品の欠陥だと思ひ至らなかつたということなんだらうと思うんですね。その結果として対応がおくれていつた、情報が集約されなかつた。

今度、ある程度は集約されるかもしれませんが、例えば、消費者庁にはそういう情報はたくさん入つてきました、だけれども、経済産業省の方にはそういう情報は入っていないんですよ。入らなくなりましてね。それはそれでいいんですけど、別にいらなくとも。

さあ、重大事故で公表しなきゃならないということで、関係省庁ということで経済産業省へ相談をされた。そういう情報は入っていないし、当然のことながら、当然のことながらその段階で関係業者や関係業界にヒアリングしますよね。経済産業省はそうやって、いや、こういうことで公表しようと思ひているんだと。そこで、指摘を受けたら、ああなるほど、うちの欠陥かもしれないと、業者、業界がそう言えば、公表までしなかつたつて、そこで販売停止、事実上自粛をしますから、そこで問題解決しちゃうわけですよ。

公表まで至るといふか、公表しようと思ひ前には、消費者庁は行政指導的に、おい、こんな事故出ているんだから、ちよつとこれは販売をとめろよとかとやるじゃないですか。やるにもかかわらずそれに応じないから公表しなきゃならなくなるわけでしょう。公表して注意喚起しなきゃいけないわけでしょう。あるいは、任意で、これはうちの欠陥かもしれないから我が方で回収しますとか、我が方でそれこそ注意喚起しますとやつてく

れないから公表するんですよ。

ということとは、意見を聞かれた経済産業省が関係業界や関係企業にヒアリングをかければ、いや、それはたまたまです、欠陥なんかじゃなくて多分これこれこういうことなんじゃないですか、こういう説明を受けるに決まっているんですよ、公表しなきゃならないということで関係府省の意見を聞くときには、だれも悪意はありません。だけれども悪意はありませんよ、その中には、だけれども、そこでそういう意見を聞いたなら、おい、ちよつと待つてくれ、本当に欠陥なのか、欠陥じゃないのに公表なんかされたら業界に打撃を与える、企業に打撃を与える経済産業大臣は当然言うじゃないですか。そこで時間がかるじゃないですか。

そういう仕組みでいいんですか。私はよくないというふうに思ひますけれども、どうですか。

○増原副大臣 ただいまの枝野委員の御指摘の中で、一つ落ちていっていると思うんですね。

新たに販売禁止とかそういうものはさつき御指摘されました。ただ、その裏には膨大なストックがあるわけですね、ストックが。注意喚起をするというのは、そういう同じ種類のものを持つていらっしゃる方々に対して、これは注意して使つてくたさいよ、原因がまだそんなに判明しているわけではないけれども、かなり身体生命に重大な影響を及ぼす事故が起きていますよ、こういうことをきちつとまず言うことが大事なんです。販売する台数よりも、既に市場に出回つていのか家庭にある台数の方が、はるかにこれはストックとしてボリュームが大きいわけですから。

そういう点もあるわけで、具体的に中身を詰めて、これが製品の欠陥なのかどうか、これをもう少しさらに詰める、それを詰めているとまがなない事態がどんどん発生するといふことのために、私は発表するといふことは大事だと思ひます。

○枝野委員 ちよつと具体的過ぎる話を出したせいでそこに陥つたのかもしれないんですが、今のお話

はわからないではないんですが、いずれにしても、欠陥があるかどうかはつきりしていないんだけれども、命を守るためには公表しなきゃならないと消費者庁が言うのに対して、こんなものは欠陥ではないことははっきりしているじゃないかというような話が関係府省から出てくる可能性が高いわけですよ。

それぞれの業界、その事業をやっている人たちはこれまた、欠陥だとわかっていながら、わかっているが少しぐらい人が死んでもいいやだなんて思っている人は普通はないですよ。ね、よほどの悪徳業者じゃなければ。ちよつと心配だけれども多分大丈夫だろうぐらいのことはあるかもしれないし、パロマはもしかするとそういうケースか、さらにもうちよつと悪質なのかもしれない、そこはわかりませんけれども。しかし、そういう声を関係府省は聞いているところになぜ意見を聞かなきゃならないんだ。欠陥の有無なんかにかかわらず、これは膨大な被害が出るかもしれない、あるいは深刻な被害が出るかもしれない、こういうことの判断で公表するということだったら、何も共管なんかにしないで、関係府省の意見を聞くと書く必要なんかないじゃないかというのが私たちの考えです。

念のためにもう一点聞きます。
今のような、公表するかどうかということなどに入っていくために、一種の原因究明にかかわるようなところは一定程度やらなければいけません。

さて、今回、消費生活用製品安全法は、経済産業省から所管が基本的には消費者庁に移ります。何人移るんですか、経済産業省から、この問題にかかわる人では。

○吉川副大臣 私の方からお答えを申し上げたいと存じます。

消費生活安全法の重大事故の関係でよろしいですか。(枝野委員「はい」と呼ぶ)この関係は、現行が六名でございまして、そのうち移管をされるのは三名でございします。

○枝野委員 三名で。

この消費生活用製品安全法の対象になっている話というのは多様ですね。これについて、重大事故情報を集めてくるところまではそれなりに整理ができるかもしれません。さあ、もしかするとこれは欠陥商品によって人の命が失われているかもしれないということになったときに、消費者庁と関係府省は、共同して、重大事故の原因究明のための調査を行うとなつていらっしゃるんですね。これは余計な規定だというふうに思っているんですよ。先ほどの経済省所管の独立行政法人、何で直接消費者庁長官が使えないんですか。あるいは、なぜ、そうした政府関係機関以外の、例えば研究所とか大学とか、そういうところに頼まないんですか。

今まで経済産業省が所管をして、パロマのようなことが起こってしまった。経済産業省も反省を踏まえていろいろやってきたけれども、だけれども、それでは足りないかもしれないから消費者庁をつくらう、消費者行政の一元化をしようというふうにお考えになったんだから、まさに消費生活用製品安全の一番の肝になるところは、入ってきた、事故、重大情報に対して、これが商品の欠陥の可能性があるのか、それとも欠陥の可能性が全くないのか、そのことについては、まさにみずからの責任である程度のことができるようにしておくことの方がずっと機能するんではありませんか。違いますか。

○並木大臣政務官 先ほどのお話ですけども、公表ということでも、いわゆる現実に事故が起きていけば、こういうことで起きていっているという、その使用の方法ですね、そういうものについても公表する、いわゆる最初から欠陥であるかどうかということではなくて。そして、一義的には消費者庁がその判断に責任を持つていくということだというふうに思います。公表については。

そしてさらに、でありながら、協議をしている。それはもう専門的な知見を持った、今までやられてきた、そうしたところから聞いていく、そして協議していく。もちろん消費者政策委員会等

もありますから、そういったところからいろいろなあれが入ってくることもありまして、そこから内閣総理大臣に勧告等が行われた場合は、NITE等、そういったところの機関が動く、そういうこともできるわけです。

ですから、もちろん、さらにはそうした専門的ないろいろな研究機関とか、そういうところに聞くこともあるいはあるかもしれませんけれども、その手順として決して、スピードを持って対処するには間違っていないんじゃないかというふうに思っています。

○枝野委員 私は間違っていると思いますけれどもね。

いいですか。消費者庁が、例えば使い方がこういうふうな問題だからということ公表する場合であっても、単純に何の調査もなしにできるケースもあるかもしれないけれども、普通は、今どき、事故が起こって、ちよつと話を聞いたらこれは使い方の間違いだとわかるようなケースだったら、消費者庁だってマスコミだって、勝手に自分たちで判断できるケースがほとんどですよ。一定の調査をして、ああ、なるほど、こういう使い方が間違っている可能性があるから、これで事故が起こる可能性があるからとかという一定の専門的な、技術的な分析がなかったら進むはずないし、それ以外で、ちよつと考えれば、机の上で考えれば、紙を見ればわかるようなことだったら、逆に言えば、そんな大きな問題にならないケースが大部分だと思えますよ。

ということは、やはりこの消費生活用製品の安全を確保するためには、事故情報などが入ってきた消費者庁が、まず一義的にどういうふうな科学的な分析をするのが問われているわけですよ。

関係省庁のそれぞれ持っている力を利用することを否定するつもりはありませんよ。それこそ、消費者庁及び関係府省は共同して事故の原因究明のための調査を行うだなんて書くんじゃないくて、消費者庁は、原因究明の調査を行うに当たって関

係府省に協力を求めることができる、これが、百歩譲つたつて、消費者の立場から、ちゃんと、公表という仕組み、それに至るための分析をするということだったら必要なことじゃないか。

結局は、これは別に二階大臣の責任だと思いませんけれども、各役所の権限争いの中で、これぐらいだったら渡してあげるといふことの中から二十九本ができてきているという経緯は皆さん御存じのとおりで、そういった中で、手放したくない、手放すと、それこそさっきのNITEですか、ああいうのだって将来的には手放さなきゃならなくなるかもしれないものね、消費者庁の方

に。
というか、私は手放すべきだと思いますよ。NITEを解体して、半分ぐらいの機能は、消費者庁をつくるなら消費者庁のもとに一元化すべきだと思いますよ。だって、製品の安全などについての半分は消費者の視点で見るときであつて、半分は業者行政の視点で見るときかもしれないけれども、半分ぐらい、NITEを切り離して、むしろ消費者のところに、国民生活センターにくつつけるべきだと思いますが、そういう議論になつていってしまうと困るのでこういうことにしているんじゃないですかと指摘せざるを得ません。

もう一点、NOVA。これはまず、経産大臣にお尋ねをしたいと思ひます。
NOVAの中途解約事件、これは特定商取法に関する問題だと思ひますが、これが、事件が拡大したのは、経済産業省の対応がおくれたと世の中では見られていますが、そういう認識、自覚はあるでしょうか。

○二階国務大臣 株式会社ノヴァは、平成十七年度から平成十八年度にかけて、店舗数の異常なと

いいますか、急拡大などもありまして、予約がとりにくいといったような状況などから、消費者とのトラブルが急速に増大したわけでありまして。
このため、経済産業省は、平成十九年二月に立入検査を行いました。その結果、いつでも予約がとれるかのような虚偽の説明を行つて顧客を大量

に勧誘していたというその行為を中心として違反事実を認定し、同年の六月に、新規契約に対する勧誘、契約締結等を対象に業務停止命令を发出したものであります。

本件処分は、立入検査後、鋭意調査分析を行い、四カ月で処分を行ったものであり、処分は適切に行われたと考えております。

○枝野委員 処分は適切なんですか、おくれたという認識はないんですか。だったら問題ないですね、消費者庁なんかに移さないで、経済産業省でやってもいいじゃないですか。違いますか。

○二階国務大臣 問題が発生した事業だけを消費者庁に移すというようにではなくて、今後、消費者の立場に立つて、広く影響を及ぼすような事業に対しては消費者庁と共同してやっていくというのがこの立法の精神だと理解をいたしております。

○枝野委員 パロマの場合は、人命が失われている、こういう問題でもありましたから、さすがの経済産業省も反省をして対応してこられました。NOVAの話は、人命こそ失われていませんが、少なくとも政府全体としての対応としては、それは必ずしも経済産業省だけの責任と言うつもりはありませんよ。体制が整っていないで、情報の集約、一元化が図られていなくて、対応に着手すべきタイミングがおくれた、ここが僕は本質だと思えますから。そもそも経済産業省に情報が入らない、十分に入ってこなかったというのは、立法であつたり、あるいは全体としての行政システムの仕組みの問題であつて、経済産業省だけの責任ではないというのはいずれ得るかもしれません、結果的に対応がおくれて、こういうものにちゃんと対応できなさいけないから、だから消費者庁をつくるんじゃないんですか。違いますか。

うなずいておられるけれども、そうでしょう、野田大臣。違いますか。

○野田国務大臣 まず初めに、今、経産大臣から

御説明があつたNOVAの事件につきまして、経済産業省の対応というのは、もう今お話があつたように、複雑な状況の中で当時の経済産業省が対応したものであり、私自身は今その状況の中にいないので、評価は難しいわけですが。

今大臣がいみじくもおっしゃったように、個別でいろいろ事案、事件が起きていますけれども、消費者庁ができるということは、そういう反省を踏まえて、未然にそういう消費者被害を防いでいくという大きな役割もございます。もう適切だったからいいだろうではなく、これから何が起きるか分からない、しっかりと消費者が守られていけるか、消費者被害を食い止めていけるかということがまだこの今の行政システムでは明らかになつていない中、消費者目線、消費者行政最優先の新しい行政組織の号令下、それぞれの役所がそれぞれのこれまでの事案に対して適切な対応をしてきたけれども、それに怠ることなく常に意識を持っていたために、私は、消費者庁というものをしっかりと根づかせていくべきことがこれらの消費者行政にとつてとても重要であるというふうに思っております。

○枝野委員 今の相次ぐ御答弁は、消費者庁の欠陥をみずから露呈していただいたんですが、野田大臣をもつてしても、経済産業省は、これは二階大臣も役人から言われて答えていらつしやるんですけれども、対応のおくれを認めなかつたら、野田大臣も対応のおくれを認めるわけにはいかないわけですよ、内閣一体なんだから。だって、違うことを言つたら、経済産業大臣が対応のおくれはなかつたと言つて、野田大臣が、いや、対応はおくれたんじゃないですかと言つた瞬間に、おお、内閣内一致だ、どうなっているんだという話になるわけです、内閣一体の原則ですから。

だから、消費者庁は内側では機能しないんですよ。どこかの役所が、いや、おくれなんかないません、対応にミスはありませんと頑張つちゃつたら、消費者担当大臣が、いや、あれはその役所の

失敗です、おくれでしたなんと言つたら、内閣内一致になつてしまふわけです。それでは機能しないということが我々の重大な問題意識なんです。

この特定商取引法が機能するのとかどうかというところで、特定商取引法は、一応、その移管のところで、執行を消費者庁に移管すると言つておられますが、では、消費者庁に移管をされる特定商取引法の執行のための人員は何人ですか。

○吉川副大臣 特定商取引の執行を担当している現行の定員が二十五人おりました、このうち二十一人を消費者庁に移管することになっております。

○枝野委員 今のは一見、大部分が移っているように見えるんですけども、特定商取引法の執行を中央でやっている比率というのはどれぐらいあるんですか。ほとんどは地方経済産業局長がやっているんじゃないんですか。これは通告してないんですけれども、その辺、わかりますか。

○並木大臣政務官 お答えします。実績として、平成十九年度のものになつてしまつて、業務停止命令とか、国で三十四件、都道府県では八十件、指示は、国で六件、都道府県で六十件ということで、都道府県や地方経済産業局長、こういう連携をこれから行っていくことが必要であるというふうに考えております。

○枝野委員 そうですね、地方で大部分のほうなんです。これは、執行といったときには、立入検査とか調査とかも全部この執行ということに入っているでいいのかな、大丈夫ですね、いいですね。

それで、これは結局、地方における執行に当たっては、消費者庁は地方経済産業局長に権限の一部を委任すると言っているんですが、一部というのはどれぐらいなんですか。

○並木大臣政務官 御存じのとおり、地域的にいろいろ分かれておりますから、そういった点で一部ということになりますけれども、実際上、権限としては立入調査等々できるといふふうになつてきます。

○枝野委員 逆に聞きましょう。

特定商取引法を地方で執行するような体制になるんですか、消費者庁は。ならないでしょう。基本的には、ほぼ全部が、実質的な全部が地方経済産業局長に委任されるんじゃないんですか。違うんですか。

○並木大臣政務官 現在ある機関を効率的に使つていて効果を出すというためにそうした形になりますけれども、指揮監督権というのは、これは御存じのとおり消費者庁の方で持つておりますので、そういった点ではしっかりと対応できるかと思ひます。

○枝野委員 指揮命令はできるんですか。委任ですよ。では委任と書いてあるのは間違いないですか。

委任というのは、局長に委任をするだけで、局長に対しては指揮命令できないんじゃないんですか。委任をしてしまったこと、委任というのは、その執行について具体的に指図するんですか。

委任という言葉はでは間違っているんじゃないんですか。違いますか。

○並木大臣政務官 経産省の方の規定を変えて、できるようにいたします。

○枝野委員 内閣法制局、来ていますよね。こんなもの、委任なんですか。行政委任として、委任でいいんですか、内閣法制局。委任じゃないですよ。

委任といつたら、局長にこれをやってくださいと頼んだら、答えが出るまで指揮命令権なんかないじゃないですか。それに対して、ちゃんと実行しましたという回答をするんでしょう。しないといけないということだけでしょう。そういう具体的な指揮命令がありますか、委任で。もしそうだとしたら、委任という言葉の使い方が間違っている。

内閣法制局、それでいいの、委任という法令用語。

○横島政府参考人 この改正案の具体的にどの条文を指してお尋ねなのかやわかりにくいのです

けれども、一般論として、委任であるならば、まさに委任先にゆだねるといふ趣旨でございます。

ただ、具体的調査権、あるいは他の機関に一定の事務をゆだねるときに、依頼するものの方で一定の指揮監督権というものを設定するという場合ももちろんございます。

○枝野委員 基本的に、委任といったら相手先にゆだねるのを委任というんですよ。ちよつと言葉の使い方をもう一回整理してください、消費者庁の準備室。少なくとも法的に委任だと私は思いませんが、これはきちつと整理をしていただきたいんです。

指揮命令権がある、それは知っています、制度として指揮命令権を入れているのは。

では、人事権と予算の権限はあるんですか、消費者庁に。

○野田国務大臣 予算と人事権ですね。

消費者庁長官は、経済産業局長が必要な体制を確保しているということを前提として権限の委任を行うこととしておりますので、各経済産業局において、委任された権限を行うための必要な人員、予算は当然に確保していただけるものと考えられております。

○枝野委員　だから、金曜日、レクで言いましたけれども、例えば地方経済産業局長がいかがせんかな調査しかなかったりとかしたときに、こいつ首にしろとか、こいつ懲戒にしろと消費者庁長官はできるんですかと聞いているんです。

○並木大臣政務官　お答えします。

特商法の地方における執行に關して 消費者庁
長官の經濟産業局長に対する指揮監督權を明確に
定めております。そうしたことで、指揮監督に従
わないということとは本来想定していないわけであ
りますけれども、もちろん、懲戒処分等あればそ
れは任命權者が行うことになるわけですけれど
も、それは経産大臣ということになります。

いわゆる職務上の問題でありますけれども、消費者庁長官から経産大臣にそれを伝達していくというか、そういったことは、まさに先生おっしゃ

るように、内閣の中で連携ということもありま
すから、きちつとできるんじゃないかというふう
に思っています。

○**枝野委員** 役所に限らず、民間企業でもそうですけれども、どんな組織が、人事権を行使できなくて人を動かせるんですか。もちろん、大部分の公務員の皆さんは、言われたらまじめにちゃんとやっています。やっていますが、制度としての合理性があるのかどうかが問われているんです。本当に、少なくとも特定商取法の執行のかなりの部分は地方で行われて、その地方における執行は、結局は地方経済産業局にゆだねられているわけですよ。そこが機能しなければ、結局、消費者庁がないわけですよ。

そこが、執行の仕組みがちゃんと担保されているかどうか。だって、役所は言われたことをちゃんとやりますという性善説を信じるんだったら、消費者庁長官が経済産業大臣に委任をして、経済産業省の中で完結したって全然おかしくないじゃないですか。にもかかわらず、わざわざ消費者庁をつくって、消費者庁に執行権限を持たせるということを一生懸命アピールしている。だとしたら、消費者庁長官が人事権限を含めてちゃんと握れなかったら、そこがサボっていたりとかいいかげんなことをやっていたときに対応できないじゃないですかという制度論を聞いているんですよ。持っていませんよね、人事権を。

○並木大臣政務官 現在、金融庁

を監督 仕切っておりますけれども、それと同じような関係になると思います。現状でしっかりと機能していると我々は心得ております。

それを全部一つの官庁に入れるというような巨大な官庁をつくるということには、我々は、そういう方向にはありません。

○枝野委員　まず、現在の金融庁が地方の財務局を出先として使っているのは機能しているのかどうか自体、私は大変問題だというふうに思っています。ここは認識の違いですから。現に地方で

起こっている貸し渋りとか地方での貸金業法違反に対する対応のおくれとか、それに対して何とかしていこうという事で中央で何か会議とかつくつたけれども全然地方で機能していないとか、これはひとえに、金融庁が手足を握っていないから、持っていないからという、今の制度が完全に機能していない責任だというふうに私は思っていますが、それはきょうの本題と違うから置いておきましょう。

その上で、だから私たちは大規模な省庁にしろだなんて言っていないよ。結局はだれかにゆだねて、それがちゃんとやっているかどうかを管理監督するしか消費者庁長官はできないんですよ、消費者担当大臣はできません、本質的な部分

大臣が言っていることと違うことを言っちゃうと閣内不一致になってしまう中でやるよりも、そんなことを気にしないで、これはおかしいんじゃないですかというのを外から遠慮なく言える仕組みの方がずっと、行政にちゃんとやらせるという機能の意味では役に立つんじゃないですかというのを提案しています。

残りの時間、総務省副大臣が政務官にも来ていただいているので、この間、世の中が誤解をしていただいていることをやろうと思っているんですが、地方交付税交付金問題です。地方の消費生活相談員の皆さんの待遇がよくなる、よくするということを一

生懸命おっしゃっているんですが、全然うそで

から、そのことを明らかにしたいと思います。

地方交付税交付金の算定基準を見直したと言っておられますが、まず、そちら側の宣伝をしてく

の算定基準を見直したんですか。

○倉田副大臣 お答えいたします。

具体的に申し上げますと、地方交付税の算定において、相談員の年間報酬を、これまで約百五十万円だった、これを約三百万円に引き上げるといふのが一点です。

もう一つは、相談員の人数の問題であります。これまで約二千七百人でありました、これを三千三百人程度に拡充する、こういう措置をとった。

○枝野委員　多くの消費者関係の皆さんが、今のお話を聞いて、消費生活相談員の賃金が二倍になって、消費生活相談員の数が一・五倍になるんだと勘違いをしておられます。勘違いですよ。そのことをお尋ねしていきますが、では、今の算定基準が変わったことによって地方自治体に行

くお金は幾らふえるんですが、全体として。

○倉田副大臣 交付税全体のことをお聞きになっていると思いますけれども、これは、九十億円から約百八十億円に倍増いたします。

○枝野委員 ちよつと待つてください。地方交付税交付金の全体の額ですよ、自治体に行く。つま

り消費老問題で行くのじゃないですよ……」(倉田副大臣「全体ですか」と呼ぶ)全体。地方交付税交付金が幾らから幾らにふえるんですか。逆に言えば、今の額は純増ですかと聞いているんです。

○倉田副大臣 全体のごていいますれば、ことは十五兆八千億円でございます。

○枝野委員 それはどういう根拠で決まるんですか。今の、地方の消費生活相談員の単価を二倍に

関係ないでしょう。地方交付税交付金の総額と上げたことによって交付税交付金の総額かふえるんですか。そのことによって幾らふえているんですか、具体的に。わかつて聞いているんですけれども。

いうのは、今の消費生活相談員の増

ようか人員を1・5倍にしようか。算定基準にすぎなくて、地方交付税交付金の総額は別の要素で決まるんですよ。間違いないですね。

○倉田畠大臣 おっしゃることの趣旨はよくわかつておるんですよ。

それで、要するに、地方交付税というのは使途

を特定しない一般財源でありまして、基津財政需要額の一項目として消費者行政に係る経費を算定しているというにすぎないということであり得ますね。直接、何がどうという、縛るものではない

い、こういうことです。

○**枝野委員** 要するに、消費生活相談員の単価を二倍にしたりとしたというの、トータルとしての地方交付税交付金の総額は別の要素で決定をします、別の要素で決定します。別の要素で決定した地方交付税交付金をどうやって各地方自治体に分けるのかという分配のときに、今のよう、例えばそれぞれの地域ごとに必要な消費生活相談員の人数とその単価を計算する。それだけではありません、それぞれの地域で必要な道路とか、それぞれの地域で必要な、完全に自治事務なのは何だろうか、保育所なんかもそうなるのかな。そういったさまざまな要素に基づいて、これは人口何人がいるからというように、ここに基づいてそれぞれ積み上げられた算定基準に基づく金額の、それぞれの自治体ごとの比率で、トータルの金額を分けるにすぎないから、消費生活相談員の単価を二倍に引き上げようが、その人数を一・五倍に引き上げようが、そのことによってそれぞれの自治体に、これは消費者政策に使ってくださる、そういう地方交付税が具体的にふえて渡されるわけではありませぬ。間違いないですね。

あるいは、その算定基準で決めただけの人数を確保しなければいけないんですか。違いますよ、全く縛られませんね。

○**倉田副大臣** 地方交付税の性格はあくまで一般財源の補てんということでありまして、それでは、基準をいろいろ計算した、人数を計算した、単価を計算した、単価というのは失礼ですが、賃金を計算したというのが、それがイコールそれぞれ地方を縛るということにはなりません。しかし、しかしながら、やはり地方の消費者行政の体制強化を図っていくことは必要でございまして、この交付税の拡充措置について、具体的にはこの一月の二十日に行っておりますけれども、全国都道府県財政課長・市町村担当課長会議におきまして、内閣府と総務省両方から、先ほどの趣旨をよく周知してもらうようにやっております。

○**枝野委員** 要請をしたらふえるんですか。

いいですか、この間、消費者行政に充てられている地方の支出は半減をしているんですよ。地方自治体の財政の厳しさというのはますます悪化をしているんです。そうした中で半減してきた消費者予算というものを、消費者担当大臣や総務省から少しばかりちゃんとやってくれと言われたからといって、いや、さすがに総務省の顔を立てないし後でまたいじめられると困るから、五割ぐらいはもしかするとふやすかもしれないが、では本当に、例えば夕張市でふやせますか。

地方の疲弊している自治体が、少しでも地方交付税があつたら、消費者行政のように、法律上も何も縛られていなくて、やらなければならぬで済んでしまう分野のところから削っていったんでしょう。ほかに法律でがっちり固められているところは削れないところがほとんど。ほんの一部しか自由には使えない。自由に使えないところでは、それぞれの地域のめり張り、ここをたくさんふやそうとか減らそうとかということをやっている中で、どうしても消費者行政は後回しにされてきて、現に半減をしているという実態の中で、何とかふやしてくださいと言ったから、本当に消費生活相談員の給料は倍になりますか。消費生活相談員の数は一・五倍になりますか。本当にねと思っておりますか、総務副大臣。

○**倉田副大臣** お答えいたします。

先ほど申しましたように、内閣府、すなわち消費者庁ができれば消費者庁ということになりますけれども、一緒に、その趣旨に沿って交付税を使っていたらどうか、これは今後とも努力してまいりますし、お願いしていくわけでございます。(発言する者あり)

○**枝野委員** まさに、今やじが飛びましたけれども、例えば三年後に検証してみても、ほとんどふえていなかったらだれが責任とってくれるんですか。だれも責任とれないでしょう。(発言する者あり)

今、後ろから大変いいやじがあつたんです、責任とるのは首長だと。それとおりなんです、そのとおりなんです。首長が、うちの自治体はほかにもっと大事なことがあるから消費者行政をふやせない。いや、ふやしたくてもふやせないんですよ、地方の大部分の自治体は。余裕があればふやしたいところがほとんどだと思います。消費者行政なんかどうでもいいと思つている首長はそんなに多くないと思います。しかし、ふやしたくたつて税収が上がらない。これは減りますからね、来年度、再来年度、どんどん減りますからね。とてもじゃないけれどもそこに支出している余裕がないという中で、幾ら内閣の中でやれやれと言つたつて、まさに地方自治体の首長と地方議会に権限が持たされているんですから、やる責任は地方にあるんですよ。

ということ、国としては、やらないところがたくさん出てきて、もう仕方がないという制度をつくっているんですよ。そうでしょう。

○**並木大臣政務官** 実際の問題として、野田大臣から、昨年十二月そしてことしの二月に、地方公共団体の首長に対して、先ほど来のお話のとおり

要請を行ったところであります。

それに対して、地方公共団体から、処遇改善の取り組みについてその検討状況をいただいているわけですが、内閣府が把握しているところによりまして、現時点において、来年度、相談員の報酬引き上げを検討している、それが十五都道府県で検討されているというふうに承知しております。さらに、国民生活センターとかが複層的に地方を支援していくということで、かなり充実したものであるというふうに考えています。

○**枝野委員** だから、さっきも言ったじゃないですか。総務省からいろいろ言われているから三%や五%ぐらいは上げるかもしれないけれども、少なくとも一人当たりの人件費を二倍にふやすとか一・五倍も相談員の数がふえるだなんていうような幻想を消費者に与えている、消費者関係団体に与えているにすぎない。違いますか。(発言する者あり)またやじがありましたけれども、医療を切り捨てているんですよ、金がなくて。市立病院が維持できなくて医療を切り捨てているところがたくさんあるんですよ。そんなところにやってくれやってくれと言っただけで、どうしてやりませんか。少しはやりませんか。

一方では、総務省だか国土交通省だかがやってくれやってくれと言つて、地方、全部の自治体から、道路予算をふやしてくれとみんなに言わせているじゃないですか。言つたからといって、ではそれでやることになるのか。片方では、道路の予算をふやしてくれとみんな言っているわけですよ。それはふえていないんですよ。では、地方交付税で一般財源の来たところは道路をふやそうとなるかもしれない。そんなことはやってみないとわからないわけです。

少なくともこの十年、消費者行政が減つてきた、地方自治体ますます財政が厳しくなつてきたという中で消費生活相談員の待遇がほんのわずかしかならない。絶対に全くなならないとまでは言いませんよ、ほんの三%や五%はよくなるかもしれないけれども、今幻想を与えているよう

な飛躍なことにはならないということは自信を持って、確信を持って申し上げたいと思います。逆の聞き方で聞きましょう。

何とか知恵を出して、そういう地方の疲弊の状態、財政的疲弊の状況の中で、我が党の案のように、形式的だけでも国家公務員にして国が給料を払うというやり方ではなくて、国が財政的に支出をしてそのお金がちゃんと地方の消費生活相談員の人件費に恒久的に回るように、単発じゃないですよ、三年、五年、十年と将来にわたって、そのお金が地方自治体にとって安心できる財源として、例えば十年単位で地方消費生活相談員の皆さんの数を確保しても大丈夫だと思えるような出し方で、国が地方自治体にその人件費を負担する方法があったら教えてください。あれば私たちの案は修正します。どうですか。

○増原副大臣 ただいまの御指摘ですが、二十年度の補正予算でやったような基金を積むとか、そういうことであれば、これは確実に行くと思いますね、当該用途に向けて。あるいは、将来について言うのであれば、いわゆるひもつき補助金、そういうものでやっていく、当然これは補助金適正化法の規制を受けますので、目的外使用はできないわけですから、やっていくということになります。全くだきないというわけではありませんが、いわゆる地方分権の流れの中でそのようなことをやるのがいいのかどうか、これはこれからの議論を要するところだと思います。

○枝野委員 まさに、これは出そうと思つたら、補助金しかあり得ないんですよ。でも、補助金で恒常的人件費を出す例ってあります。基本的には、あり得ません。元市長さん。恒久的的人件費を補助金で出すなんて、しかも一〇〇%も出すなんてあり得ないでしょう。前例がないでしょう。それはうなずいていらつしやいますよね。前例が絶対ないかどうかはともかくとして、恒久的な人件費を国が補助金で出す、役人の人が首を横に振ってくれていますよ、あり得ないんですよ。

百歩譲つても、百歩譲つても、補助金で出すというのであればまさに分権と逆行するんですよ。

いいですか、私たちの案が地方分権に逆行しているという御批判が一部にあるんですが、それは地方分権の本質を誤解していると私は思います。地方分権の本質というのは、地方が、地方でやるやらない、やるやり方についても自由にできる、そうしなきゃ意味がないわけですよ。地方に形式的に財源と権限が移りました、だけれどもいろいろな縛りがあつて、北海道の何とか村でも、我がさいたま市でも、沖縄の何とか島でも、みんな同じことをやるんだつたら地方分権じゃないんですよ。地方分権をするというのは、うちは、北海道の何とか村は、こういうことはやりません、でもこつちの町は一生懸命やります、そういう、張りがあるいいことをめり張りがつくように自由にしてくださいというのが地方分権なんですよ。

ところが、全国一律どこでもちゃんと消費生活相談員の皆さんはいてください、どこでも相談を受けられるようにしてください、だけれども地方分権です、これは違うんですよ。全国どこにいても消費者被害があつたらとりあえず駆け込む先があるというところを確保するまでは、これは国の責任なんです。だからこそ、一生懸命、内閣の皆さんの案でも、地方の消費生活相談員の皆さん、何とかしますと言わざるを得ないじゃないですか。

地方分権だということだつたら、やる自治体があつてもやらない自治体があつても構いません。我々としてはやってほしいと思いますけれども、地方の消費者政策なんかやらない自治体があつても構いません。これはみんな一致しているわけですよ。ここはみんな一致しているわけですよ。どこの地域に住んでもちゃんとした相談が受けられる、こういう構造にしようというところで一致しているということは、これは分権に対応する事務じゃないんですよ。

国が責任を持って、北海道の何とか村でも、沖縄の何とか島でも、さいたま市のような都会でも、どこにいても、ちゃんと、消費者問題で困つたら駆け込むことができるようにするということが全国一律でやるんだから分権じゃありません。違いますか。

○並木大臣政務官 今、自治体によって欠けたところがあるのは御存じのとおりでございますけれども、そういったところについては国民生活センターで支援をしていくという形になっているわけです。

そして、養成とかでしっかりと国が支援して、そういった方々が育っていくということにおいてはそれなりの報酬の対応も必要というふうになつてくるわけですし、国の姿勢が明確に変わったということでは、地方にそれぞれの権限があつても、積極的な意味で地方の姿勢も変わつて、首長さんもうそういう消費者行政にしっかりと力を入れていただけるのが政治の本来のそういうたブッシュじゃないかというふうに思っています。

○枝野委員 いいですか、自治体の責任なんですよ。自治体の首長が、消費者行政を一生懸命やりますという首長が選ばれる保証も担保も何もつくつていないんですよ。そして、地方の自治体の首長や議会が、おれは消費者行政なんかやらぬと言われたら、やらせる方法を持っていないんですよ、今の仕組みの中では。だけれども、分権だから国はやりませんと言っているんですよ。

我々も、地方の自治体が、ほうっておいてもこれをやらざるを得ないんだということで、自由なやり方で、それぞれの地域が日本じゅうどこでもちゃんとやってくれるということであるならば、別に地方に全部お任せしてもいいですよ。現に違うじゃないですか。先ほど来声が飛んでいるように、地方自治体は医療ですら切っているんですよ。命ダイレクトの問題です。金がなくて切っているんですよ。そうした中で、新たに消費者行政をふやさないとい、金もつけずにやるというの

はどういう器量なんだと。私は、やろうとしていることが全くあべこべだと思います。

私たちは、地方でこの間積み重ねてきた努力を否定するつもりは全くありません。うちの自治体は、地方の財源で、自主財源でちゃんとやってきているし、これからもやっていけるんだから、消費者権利院の地方局ができて、そんなところに消費生活相談センターを召し上げられるのは困りますから、独自にやりますと言われたら、それで全然結構なんです。うちは財政的に厳しいのです、ああ、助かった、これで相談員の皆さんの待遇もよくできるから、では国でやってください、そのかわり、ちゃんと連携しましょうねという自治体は、それでやってもらえたいんですよ。ほとんどのところはしないんですよ、新たに作るんです。地方の行政を召し上げようなんて思っていない。両立し得るんですよ、先回、仙谷委員が質問したとおり、労働行政の問題と同じように。あるいは、医療だってそうですよね。別に地方自治体に義務はないけれども、市立病院とかをつくってきたと同じように、一生懸命やっているところはやっていただくのを続けていただいています。

消費者行政の中でも、消費者権利院は、中心になつて、被害情報、相談情報の収集をします。これは、全国一律どこからでも情報が入つてこなきゃいけないんですよ。何とか島で起きた事件だから、そこには消費生活センターがなくてその情報が入つてきませんでした、一元化にならないんですよ。全国どこからでもきちっと均等に情報が入つてこなきゃいけない。これは国が責任を持ってやる。

もう一つは、準司法的機能ですね、相談センターの。仲介とか何とかをするという準司法的な機能、まさに準司法なんだから、これは国が責任を持ってやる。それ以外の教育とか啓発とかのことについて、権限事項には入っていますけれども、これはまさに、それぞれの地域事情に応じて地方自治体が、

特に基礎自治体が中心になって教育とか啓発とかのある部分を担われるということで、全然否定をしていない。

そういうところとかに密接に、では消費者権利院で連携できるんですかということを探ねて、それでも連携できないから反対するんだつたらわかりますけれども、どうやって連携するんですかと具体的なことについて何の質問もしないで反対をするのは私は明らかにアンフェアだということだけ申し上げて、まだまだ予定した質問の十分の一ぐらいしかできていない。野田さん、大丈夫ですよ、まだ十回ぐらい、あと十時間ぐらい質問させていただきますので、そのことを申し上げて、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

船田委員長 次に、吉井英勝君。

吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

一九九九年のことになりますが、電気用品取締法を電気用品安全法に変えるなど、このとき製品安全四法を改正して、国による事前チェックを廃止して民間業者による自主検査方式に変えたわけでありましたが、家電製品の事故がそれから急増しているんですね。

製品評価技術基盤機構に寄せられた家電事故件数が、一九九九年の二百六十八件から、七年後の二〇〇六年には千二百九十五件へ五倍にふえたということ、これは二年前の経産委員会でも示しましたが、このとき、寺坂商務流通審議官は、傾向としてはふえておりますということを率直に認めておられるわけです。

そこで、きょう最初に政府参考人に伺っておきたいのは、現行の消費生活用製品安全法で、重大製品事故について報告義務というのがあるわけですが、二〇〇七年五月十四日以降、どのように実施して、幾らの事故が報告されたのか。これをまず最初に伺います。

寺坂政府参考人 お答え申し上げます。ただいま御質問のございました消費生活用製品安全法の施行状況でございますが、平成十九年の

五月十四日から施行しております、二月二十七日現在、約二年弱たっているわけでございますけれども、それまでの間に重大製品事故として報告を受けた件数は二千四百八十八件でございます。

吉井委員 大体二年で二千四百八十八件という重大事故が発生しているということでありまして、

そこで、野田大臣に最初に伺っておきたいのは、消費生活用製品安全法の扱いですね。これは消費者庁設置でどのように変わるのかをまず伺っておきます。

野田国務大臣 消費生活用製品安全法に基づく重大事故情報報告や公表制度が消費者庁に移管されることとなります。

吉井委員 それで、経産省の参考人に引き続き伺っておりますが、消費生活用製品の定義というのは変更はないのかと思いますが、どうですか。

寺坂政府参考人 定義において変更はございません。

一般消費者の生命または身体に対する危害が発生した事故、あるいは、消費生活用製品が滅失し、または毀損した事故でありまして、一般消費者の生命または身体に危害が発生するおそれのあるもの、このような定義で運用しているところでございます。

吉井委員 これで、別表で除外していますね。食品、食品添加物、洗剤などは食品衛生法の関係で、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器は薬事法、道路運送車両法にかかわるもの、船舶安全法など、これらは除外されていると思うんですが、これは定義は変わりますか。

寺坂政府参考人 お答えいたします。消費生活用製品に關します定義に關しましての変更はございません。

吉井委員 だから、これは野田大臣、一元化というふうに言っているんですけれども、対象とする消費生活用製品の除外規定はそのままなんですよ。一元化されていないわけですね。

少なくとも重大製品事故報告の対象というの

は、除外規定を削除して、すべての消費生活用製品というふうに変えていかなきゃだめなんじゃないですか。

野田国務大臣 今度予定されている新法の消費者安全法に基づきまして、今先生御指摘の消費生活用製品の定義から除外されているそれぞれの製品につきましても、各省庁から事故情報が消費者庁に集約されるとともに、必要な場合には各省庁に措置要求を行い、各省庁が措置を行えないすき間事案につきましてはこちらから命令等を行う根拠が付与されることになっております。こうしたことから、今の御心配、いわゆるすき間事案はなくなるものと考えております。

また、重大事故報告・公表制度につきましては、消費者庁が創設された後、消費生活用製品以外の製品、食品、サービス、施設等の分野を対象を広げていくということを検討することとしていくところでございます。

吉井委員 消費生活用製品についての除外規定というのは法律上は変えないわけなんです。それで、一元化といっても、いろいろお願いしたりとか、それはあるにしても、きちんとこれが報告されるということにはなっていないということ、つまり明らかにしておかないといけないと思うんです。ですから、そういう点では、これまでどおりの縦割りといいますか、こういうものが残っている。

次に、パロマ工業製ガス瞬間湯沸かし器事故について、参考人の方に最初に伺っております。

一九八五年一月六日に札幌市で二人の方が亡くなる事故があつて、そして、二〇〇五年十一月二十八日の上嶋さんの犠牲まで、二十八件二十一人、死亡事故があつたわけですね。それから、重体、重症が三人、軽症が三十六人など、たくさん犠牲、被害者の方が出ております。

経産省への報告は、LPGガス保安課に、八五年の札幌事故から二十一年間で十一件あつたわけですね、つかんでいるものが、それから、同じく経産省のガス安全課で八件、日用品室で二件と、三課

がばらばらに把握していて、同じ経産省の内部でさえ情報を共有していなかったというのが実態だと思うんですが、どうだったんですか。

寺坂政府参考人 お答えいたします。

当時の製品事故に關します報告に關しましては、ガス事故に關するものにおきましてはガス事業者の方からの報告義務がございました。そういったものにつきまして、ガス事業者が把握したもののについては担当のガス関係課の方に報告があつたものでございます。

また、メーカー等については、報告義務という制度がなかったわけでございますけれども、部分的にガス製品を担当しております課のところに報告があつたということでございまして、先ほど委員が御指摘になりましたように、省内の幾つかの課に分かれてそれぞれ報告があつた、また、全体二十八件の中では、報告そのものがいづれの課にも入っておらなかった、そういったさまざまなケースがあるのは御指摘のとおりでございます。

吉井委員 省庁間で情報が共有されないとか、ばらばらだという話はよくあるんですが、これは経産省の内部でばらばらなんです。最初に事故報告を聞いた、これは人命にかかわる話なんですから直ちに対応して当たり前ののに、これをしていないということがこの問題に非常に典型的に示されたことだと思ふんです。

経産大臣に伺っておりますが、経産省がパロマ事故の報告を得てから、八五年の一月から二〇〇五年十一月二十八日までの二十一年間にやはり何の対応もしていない。これは本当にひどいと思うんですが、これは省庁が別々だという話でなかったということは今言ったとおりなんです。同じ経産省の中でも情報を共有していない。

それから、もう既に十五年前になりますが、一九九四年に製品事故の拡大防止のためにPL法をつくっているわけですね。製品事故の拡大防止のために製造物責任原則を確立したはずなんです。それなのに、その後もなぜパロマ工業製湯沸かし器だけで二十一人もの死傷事故が生まれた

り、九二年には、パロマだけでも七件、他のメーカーでも多数発生していて、たった一年間でたくさんさんの事故が起こっているもきちんと対応されてない。

経産大臣に伺う前に、もう一つ気のついたことがあるんですが、実は、九二年には通達を出す方ばらばらだったんですね。九二年の二月十七日にはエネ庁のガス保安課長が通達を出し、二月二十九日には立地公害局の保安課長通達を出しているんですね。だから、情報を一元化しないだけじゃなしに、出す方もばらばらにやっておる。一体何をやっておるんだということになると思うんです。

私はこの点で、一体何が問題なのか、どこに責任があったのか、そしてどうすれば解決できるのかということ、これはやはり、法律上ここが問題だとか、行政執行上ここが問題だとか、そこをどこをきちゃんと説明して、そして対策を考えていくというふうにしないことには、これは何か一つ新たなお役所を設けたら解決するというふうな簡単な話じゃないと思うんですね。なぜこういうふうになったのかということについて、大臣に伺います。

○二階国務大臣 パロマの一酸化炭素中毒事故に関しては、都市ガス、そしてLPガス、ガス機器等、それぞれ担当する省内の関係課において、日常的な連絡連絡体制が整備されておりましたので、情報共有が十分図られていなかったということが大きな原因だと思っております。このため、重大事故報告・公表制度の窓口を製品安全課に一元化した上で、省内において重大製品事故の情報共有を図っております。

現在のような体制がもっと早くとれておれば、こういう痛ましい事故が次々に発生するようなことはなかった。返す返すも極めて残念で、また、申しわけないと思っております。

また、保安・安全連絡会議の設置等によりまして、省内の関係部局間で事故情報処理体制を整備するなど、省内の情報を共有する体制を努めてお

ります。

そして、先ほども申し述べましたが、三十一項目のこれからの整備また点検をしていくということについて、お互いに努力をいたしておりますが、こうした問題については、今度、この国会審議の結果、消費者庁の誕生に合わせ、我々経済産業省としては、過去の反省も含めて、申し送り事項としてきっちり明記しておきたいと思っております。

○吉井委員 私、情報の共有というのは当然のことなんですけれども、やはり最初のところで、その事故をどれくらい重く受けとめるかという、その認識が本当にきちんとできていないんじゃないか。私は、原発事故とかコンビナート事故とかいろいろな災害調査に参りましたけれども、やはりそのことが非常に大事なことで、そこがきちんと出発点であれば、情報の共有なんて当たり前のことなんです。そこができていなかったということが大事なことじゃないかと思うんです。

政府参考人に続けて伺いますが、重大事故情報として報告されたもののうち、リコール対象製品として、未対策品による事故が二百九十八件もあること、それから、リコール品の回収率三割未満というのが過半数という、これが今日の状況ではないかと思いますが、伺っておきます。

○寺坂政府参考人 リコール対象製品となりましたものにつきましても、その後、情報の周知徹底などが不十分、そういったことによりまして新たに事故が発生をしたり、あるいは対象製品の回収率について十分高くなっていないものがあるということについての御指摘は、そのとおりでございます。

○吉井委員 この間もいろいろな法律が次々できてきたが、消費者安全、これは随分この間ずっと進んできたはずなんです。しかし、これが現実には機能していないんですね。

例えば、ソニーのVAIOで最初に発火事故がわかったのが二〇〇五年の十二月です。二〇〇六年には、消費生活用製品安全法改正で重大事故報

告が義務づけとなつていまして、二〇〇七年八月に、顧客から問題が指摘されていた。しかし、二〇〇七年十一月に電気用品安全法と消安法を強化したはずなのに、やけどを負ったという者もあつたというこのソニーからの報告は、まだないんですね。二〇〇八年八月に、ソニーが、VAIOの発火事故が世界で二百九件、国内で八十三件発生したと経産省へ報告したわけですが、何と、最初に確認した火災事故からだけでも二年九カ月です。

消費者被害拡大を防ぐ法律をつくっても、いろいろな仕掛けや法律をつくつてきても、現実には消費者被害拡大を早期に食い止めることができなかったわけです。だからこそ、私は、先ほども言いましたが、一体なぜなのか、どこに欠陥があるのか、法律の不備によるものなのか、行政執行が不十分、あるいは不作為によるものなのか、規制緩和によつて民間業者による自主検査方式の体制にすることによつて検査体制が後退したのか、商品テストや相談活動のための予算の削減によるものなのか。

一体どこに問題があるのかということ、これは経産大臣としても、特に経産省ではいろいろな法律をつくつてきたんですが、一体どこに問題があったのかということ、精神訓話的なものじゃなくて、やはりきちんと究明することが必要だと思ふんですが、大臣のお考えを伺います。

○二階国務大臣 先ほど来たびたび申し上げておりますように、今度法律ができ上がった場合に、新しく発足する消費者庁に私どもの権限あるいは人員等の移管も行うわけですが、私は、それだけではなくて、過去、この重大な問題、積み残しの問題について、我々はいかなる対応をしてきたのか、いかなる対応をしようとしておるのかということ、明確に、反省を込めて、きちっとしたレポートをつくつて新しい組織に申し送りたい。そして、それを経済産業省のいわゆる反省事項として、今後こうしたことが再び起きることのないように努力をしてまいりたいと思っております。

す。

○吉井委員 反省は大事なことですけれども、本当に一つ一つをきちんと究明するということが、本来、出発点というふうに私は思います。それで、きょうはもう時間が余りありませんから残念なんです、個人情報保護とか内部告発者保護法とか、こういう仕組みが実は消費者行政の中で非常に大きな問題なんです。この点では、最後に、経産省の役所の情報公開について、私は大臣に伺っておきたいんです。

情報公開がやはり消費者行政の出発点だと考えているんですが、閣議後に大臣が記者会見されました。大体、閣議の後、記者会見される。閣議後の大臣記者会見の概要というのを経産省のホームページで見せてもらうことができるわけです。しかし、三月六日、十日、十三日、十七日、二十四日と続けて、こういうふうにあるんですね。「このほか、政治資金問題についての質疑あり（経済産業行政との関連がないため割愛）」と書いてあるんですね。

私は、答弁に立つて、執行権限を持つ大臣の場合には、消費者行政であれ、政治と金の問題も含めて、すべての問題が行政とかかわってくるものから、やはりすべて公開するのが当然ではないかと思ふんです。これを大臣に伺います。

○二階国務大臣 記者会見、公開の場で申し上げておることありますから、もうその瞬間に公開されているのと同じでありますから、そうしたことがあるならば、よく私の方で調査をしておきます。

○吉井委員 時間が参りましたので、質問を終わります。

○船田委員長 次に、糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党の糸川正晃でございます。まず、二階大臣に質問をさせていただきます。まず、経産省の所管のうち消費者に係る法律の多くが消費者庁への移管、共管というふうになっておるわけでございます。消費者行政については

消費者庁に一元化されていく、これに伴って、これまで経済産業省で行ってきた消費者政策、これはどういふふうになっていくのかということ、消費者行政がうまく機能するために、消費者庁とそれからまた各省との連携。こういうものができていなかっただけから先ほどの答弁のようなことがあるわけですが、しっかりとその連携、連絡、こういう体制というのが重要になってくるわけですね。

経産省として、今後、消費者庁とどういふふうな連携のとおり方をしていくのか、また、消費者行政についてどういふふうに寄与をされていくのか、お考えをお聞かせしたいと思います。

○二階国務大臣 国民の皆さんの安心、安全を確保するということは、これはもう経済産業省とか消費者庁とかというだけではなくて、内閣全体の重要な政策課題であることは当然のことであります。

経済産業省としては、これまでも、安全、安心の確保の観点から消費生活用製品安全法の改正や、悪質商法対策の観点から特定商取引法や割賦販売法を改正するなど、施策の立案、実施などに努力をしてきたところであります。

今後は、経済産業省としては、政府一体として消費者行政の強化を推進するために、特に消費者庁と積極的に連携をしてみたいと思っております。

○糸川委員 やはり、連絡が密になる、そして連携を密にしていこうということに経産省がどれだけ取り組めるかだと思います。

さまざまな問題、事件とか事故とかそういうものが起きると思うんですけれども、省内で何とか片づけようとかそういうことじゃなくて、やはりオープンにしていこう。それで、消費者庁にどれだけの情報を渡せるか、また逆に消費者庁からどれだけの情報をもらうかだということに思っていますので、大臣、今そういうことをおっしゃられるんですから、しっかりと連携していただきたいと思えます。

特定商取引法についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、英会話のNOVAの解約時の精算方法、こういうものをめぐって多くの苦情がある中、経産省はその合理性を認めたということで、その結果、最高裁で敗訴が確定して経産省が方針転換するまで被害が続いてしまった、こういう事例もご存じです。

ちょうどその前後から、経産省による特定商取引法に係る行政処分件数は増加傾向にございます。平成十九年度で業務停止命令三十四件。平成十五年まではほとんどゼロに近いというんですし、うか、多くて二件でした。平成十四年で二件だということに思っています。これが、かつてゼロだったものが、最近増加傾向にある。

都道府県の行政処分の数というのでもほとんど今ふえてきてまして、十九年、二十年、七十九件ということですが、大臣、これは何か変化があったんでしょうか。まず、ちょっとその辺、この数字の変化について。

○二階国務大臣 経済産業省としては、これまで、累次の法改正を初めとして、政省令等の整備にも積極的に取り組んでまいりました。

最近では、昨年に特定商取引法の改正を行った結果、これによって、規制対象を指定する方式を取りやめて、原則としてすべての商品等を適用対象とし、いわゆる過量販売については、契約の解除ができるよう民事ルールを整備するなど、抜本的な対策を行ったところであります。

これからは、一層消費者庁と連携を密にして、こうした取り組みを進めていきたいと思っております。

○糸川委員 そのことがこの件数が増加したことにつながっていると今おっしゃるのであるならば、もっと積極的にまた連携をしていただきたいと思えます。

先ほど、経産省で、これから法改正も含めて、例えばこういう特定商取引、そしてこういう事例で積極的に取り組むということをおっしゃられました。

では、消費者庁にこれから優秀な人材を経産省の中から移して積極的にこういうものを取り締まっていこうとか、そういうことを考えていらっしゃるのか。消費者庁の人材確保への協力体制、これは、大臣の、こういう人材を出していくんだ、優秀な人材を出していく必要があるんだという熱意が伝われば、当然いい省庁ができていくというふうに思っていますので、大臣の御決意というのかそういうものも、今後ほかの分野での人材の移行ということも含めてお伺いをしたいんですけれども。

○二階国務大臣 いずれこの省庁も同じでございますが、特に私ども経済産業省としては、人材というものの対して極めて重点を置きますか力点を置いております。

そこで、私どもの方の役人を他の省庁に移管するという点に対しては、相当の決意を持って取り組む。いろいろな話合いの結果、省庁との連携等いろいろな役人が出向したりしておりますが、それは、今糸川先生がおっしゃるように、優秀な職員、どこへ出しても恥ずかしくない、必ず相手の役所で活躍ができる人ということを人材を送り出すときの一つの要件として考えております。今度も、この法案が成立した上には、消費者庁に立派な役人を送りたいというふうに思っております。

○糸川委員 あえて優秀なと言ったのは、その評価の基準というのは非常に難しいですね。隠し事をしない人、やはりそういう人たちがほとんど送り込んでもらいたいんですよ。隠ぺい体質のない方。

要は、経産省にとって優秀な方というのは、隠し事をする方なのか隠し事をしない方なのか、やはりそういうところをしっかりと大臣、評価していただいて、国民にとっての優秀な人というのは、一切金全部見せる、出す、連絡を密にできるような人、こういう人だということに思っていますので、ぜひその辺、取り組んでいただきたいと思えます。

○二階国務大臣 日本国の経済産業省でもございますから、やはり国にとっても優秀な人材、役所にとっても優秀な人材、これはイコールであると思っております。糸川議員の御心配のようなことのないように努力をしてみたいです。

○糸川委員 事故の拡大とかそういうものを今まで見てくると、やはりそういう体質があったのかということに懸念するものですから、今のような発言をさせていただきます。

特定商取引法に基づく事業者の処分、これにつきましては都道府県も行うことができるわけですが、その効果というものが、域内というんですし、処分された事業者というのは、また隣の県に行つて同じようなことをしてしまうというふうな話もあるわけがございます。

都道府県で処分された者について、ほかの都道府県で同じ消費者被害が発生しないように、情報提供ですとか連携して支援する体制、こういうものが必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますが、効率的な悪徳事業者対策について、二階大臣と野田大臣はどのようにお考えでしょうか。

○二階国務大臣 個別の条例の評価は差し控えたと思いますが、地域住民の安全、安心の確保のために、地域の実情を踏まえて、各地方自治体が悪質商法対策について積極的な取り組みを行うことは、大変期待をするところであって、望ましいと考えております。

消費者保護の観点からは、我が国全体を視野に置いた国の取り組みと、このような地方自治体の取り組み、この双方がともに重要だと認識をしております。

今後とも、地方自治体との連携を重視してまいります。せっかく経済産業省の出先であります経済産業局が今度の法律に重要なかわりを持つということでもあります以上、特に地方との連携を密にしていきたいと思います。

○野田国務大臣 消費者庁の方としては、特定商

取引法に違反する事業者に対する法執行について、今お話がありました経済産業局、都道府県と連携協力することによりまして、これまでより効率的に、そしてより迅速かつ的確な立入検査の実施と行政処分を行うことができるように取り進めてまいりたいと思います。

○糸川委員 ということは、野田大臣、各都道府県で処分された場合、処分された事業者が隣の県で同じような事業ができないということになるということなんでしょうか。

○野田国務大臣 消費者庁が一元的な情報を集約する立場にあります。PIONET等を見ますと、その広がりというのがきちっと把握することができるという前提です。

○糸川委員 各都道府県にまたがって、こういう事例がどんどん進んでしまうものですか、もうちょっと本当は突っ込んでいただきたいんですね。

例えば、東京都でやった場合には、神奈川県では、同じような事業者、もしくは名前が変わった場合、これは代表者が同じ方であったりとかという場合には、当然その事業を行う上でも監視をしていくとか、そういうことも必要なのではないかなというふうに思っているんですが、その辺は大臣、どうでしょうか。

○野田国務大臣 今のように県をまたがっての事業者につきましては、まさに国が執行権限を担うことになりましたので、そのように図っていくと。

○糸川委員 それから、飛び込みで商品、サービスを勧める不招請勧誘、こういうものが禁止される内容の条例づくり、これは秋田県で進められておりましたけれども、業界団体の反対で現在頓挫してしまっているというような話がございます。

この条例自体の是非はともかくとして、この不招請勧誘、これがリフォーム詐欺とか悪質商法の被害の発端になっていることは事実ではないかなというふうに思っていますね。

この不招請勧誘について規制をするということについて、二階大臣と野田大臣のそれぞれのお考

えをお聞きしたいんです。

○野田国務大臣 そもそも不招請勧誘という言葉自体、消費者に余り認知されにくい言葉なんですけれども、突然訪問されたり、多分電話もその中に入るといいます。

私も、しばしばいろいろな勧誘、先ほど田名部さんの方からエステの勧誘のお話があったんですけれども、実際に最近多い電話は、エステの勧誘が電話で多く、非常に苦にしておりました。私の場合は、留守番の者ですと偽って長い話をお断りするようにしている日常でございます。

これにつきましては、一義的な定義というのは今はないんですけれども、断れない消費者をターゲットにして勧誘する傾向がございます。また、消費者トラブルをその中から発生させてしまう大きな要因の一つにもおっしゃったわけでありまして、ただ、今糸川先生おっしゃったように、事業者の正当な営業活動への配慮というのが、今の傍らで必要だと指摘されているところも承知しているところです。

消費者の目線に立つて幅広い分野を対象とした横断的な新法等を企画立案すること、これは消費者庁の仕事ですけれども、この規制のあり方については、私としては、消費者庁ができた折の重要な課題の一つになり得ると考えているので、検討をしていかなければならないと思っています。

○二階国務大臣 一般の消費者の皆さんが被害を受けるというふうなおそれのあるいろいろな問題があると思いますが、私どもは今後、こうした問題に対しては、消費者庁と連携を密にして、先ほども申し上げましたように、地方の私たちの出先も活用して、しっかりした対応をしていきたいと思っております。

○糸川委員 飛び込みの営業というんですか、こういうものは、正直言いますと、営業の自由とか経済の活性化ということを考えて、こういうものはあるんですけれども、では消費者をどうやって守っていくのか。悪質なりリフォーム業者であった

りとか、そういうエステのような勧誘の例をどうやって守っていくのか。

クリーニングオフの説明にしても、こういうものも非常に難しいですね。お年寄りがよく理解できなかったり、説明したと業者の側が言っても、消費者の側は聞いていないという例もありますよね。消費者保護の方に立つて、業者に対して、クリーニングオフをきちっと説明していかなければどんな罰則規定があるとか、いろいろな形でもうちょっと支援をしていかないとイケないのかなというふうに思っています。

次に、消費生活用製品安全法についてお尋ねしたいんです。

昭和四十八年に公布されて以来、改正をされながら今に至っているわけですが、今回のこの整備法案で、内閣総理大臣が公表を行うこととされたほか、特定製品について、危害発生防止のため必要な技術上の基準を定める際に、総理大臣に協議しなければならぬというふうになされたわけでございます。そもそも、消費者に特に危害を及ぼすおそれが多い特定製品を政令で指定する際、消費者庁というのはどういう関与をされるのかということについて、野田大臣にお尋ねしたいんです。

○野田国務大臣 消費生活用製品安全法に基づいて、技術基準をあらかじめ定めてその基準適合義務等を課することになる、これが特定製品で、現在六品目で、四月一日からは三品目追加されます。御参考までに申し上げますと、家庭用圧力なべ・圧力釜、浴槽用温水循環器、乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、登山用ロープ、携帯用レーザー応用装置、そして、追加されるのが、石油給湯器、石油ふろがま、石油ストーブ、そんなに多いものではございません。

消費者庁は、この安全法に基づく事故情報報告・公表制度を所管いたします。消費生活用製品について、重大製品事故が発生した場合の報告を一元的に受けて公表することになるわけですが、特定製品につきましては、主務大臣が技術上の

基準を定める際には、消費者庁長官に協議しなければならぬということにしております。確実に消費者の視点を基準に反映できるものとしていくところであります。

さらに、特定製品の品目追加が必要とされる場合、これは、内閣府設置法に基づきまして、消費者政策担当大臣が経済産業大臣等に対して勧告することができると考えられます。

○糸川委員 二階大臣にお尋ねしますけれども、この特定製品の指定等について、消費者庁と事前に協議する体制づくりについてどういうふうになつていくのか、二階大臣の御見解を。

○二階国務大臣 大変大事な御指摘だと思います。消費生活用製品のうち、構造等から消費者に対して特に危害を及ぼすおそれのあるものについて、ただいま野田大臣から列挙されましたが、そうした問題について、私どもは、今日までの技術的な経験を生かしてしっかりした対応をいたしたいというふうに思っております。同時に、消費生活用製品の指定に当たっては、消費者庁の設置の後には、特定製品の指定について、消費者庁とも十分に連携をしながら対応していきたいというふうに思っております。

○糸川委員 事前に協議できる体制、これは権利院であっても消費者庁であっても、やはり事前にしっかりと協議を進めていくということ、何にいてもなんですけれども、協議をしていただければというふうに思っています。

もう余り時間がないんですが、一点、ちょっとNITEのことについて質問させていただきたいんです。

現在、製品事故関係の原因究明機関としてNITEというものがございます。消費生活センターから商品テストを依頼してもなかなか結果が返ってこない、そういうような話も聞くんですが、あるいは人手不足なのかもしれませんけれども、今後、消費者の立場に立つて事故原因究明を行う体制整備、これが必要になるというふうに思いま

す。

野田大臣が今このNITEについて検討されていることがありましたらお聞きしたいんですが、このNITEという独立行政法人にしましては、人手不足だったら申しわけないんですけども、資本金から考えると非常に大きいですよ、大きな金額の資本金のところなんじゃないかなと。これは、組織の案内を見ると百九十億円の資本金で運営されているところなんですから、そんなに人を削らなきゃいけないのかなというところ。

ですから、こういう独立行政法人に言うのと、やはり期待にこたえてもらいたい。ですから、消費生活センターから商品テストを依頼してなかなか結果が返ってこないのでは、期待にこたえられていないというふうにも言わざるを得ないので、その点について、大臣、野田大臣で結構なんです。

○寺坂政府参考人 NITE、製品評価技術基盤機構のことかと思いますが、経済産業省の方からお答えをさせていただきたいと思っています。

NITEにおきましては、重大製品事故が経済産業省の方に報告がありました場合に、その事故の原因究明などにつきまして日夜業務を進めているところでございます。

それから、あわせて、消費生活用製品安全法の重大事故には該当しない非重大事故、俗にヒヤリ・ハットとか、そういう呼び方をしているものでございますけれども、そういったものにつきまます事故情報にしましては、NITEの方にメーカー等から報告が上がっております。

そういったものも含めまして、日夜、製品事故についての原因究明に努力を重ねているところでございまして、人員面等あるいは予算面等、これからできるだけ充実しながら、原因究明その他、製品事故の発生防止あるいは拡大防止、そういったものについて努めてまいりたいと考えているところでございます。

○野田国務大臣 NITEにつきましては、我々

の方は重大事故情報の公表等々の移管がされるわけですが、これについては経済産業省の方にそのまゝいるわけですね。

ただ、最近、いろいろこの議論の中で、そういう調査というのを地方が見るべきか、やはり集約してきちんとやるべきかといういろいろな議論がありまして、先日、国民生活センターがいささか心もとないとか、またNITEに関してもいろいろ話がある中で、消費者庁ができるということ、消費者行政最優先だという国の旗印を掲げた折には、これまでは違った視点でこれらの独法が見直されることは必至でありますし、本当に文字どおり消費者のナイトになつてもらえるような、組織として経済産業省の高度な知見のもとで運営されること、そして、それで私たち消費者庁との密なる連携を持つてしっかりと対応していただくように、円滑に運べるような企画立案については消費者庁がまた助言をしていくことになろうかと思っております。

○糸川委員 せっかく政府参考人がいらつしやっているからお聞きしたいんですが、消費生活センターから商品テストを依頼しても、なかなか結果の評価が出てこないという話ですけれども、依頼すると、大体平均してどのくらいでこの結果というのは返ってくるんですか。

○寺坂政府参考人 お答えいたします。いろいろなケースはあるかと思いますが、数カ月、半年、そういった時間がかかる場合もあると承知してございます。

○糸川委員 数カ月から半年かかって、大臣、今聞いていらつしやうて、そういう事故関係の、消費者庁は今度は迅速性を求めるわけですね。この時間に関してはどういうふうな認識をされていらつしやいますか。

○野田国務大臣 まさに今日、商品テストにおいても、そもそも消費者行政というのがまだ、これまでこの国にあって、極めて重要な政策課題であるという意識、認識が、一部の消費者団体の方たちに支えられつつも、国民全般では、そうきちつ

と受けとめられていない証左が、やはりいろいろな形でこういうひずみを生んでいるのかな。

国民生活センターにばかり、ここにはかり、それだけの人物と物、装置ですか、そういうものがきちつと準備されていないということも踏まえた上で、やはり消費者庁というものをつくつてそういうところをしつかりチェックしていく、監督していく、そして指導していくということが重要なんだということを改めて感じているところでござい

ます。

○糸川委員 私は、大臣、別にその答えが欲しかったんじゃないくて、時間的に、やはり半年とかかかってしまふというところは迅速性に欠けると。だから消費者庁というのできて監督するということなのかもしれないけれども、NITEというのは今後も経産省が所管をしな

がら進んでいくんだと思うんですね。原因究明までの間に半年とか数カ月とか、そういう時間がたつてしまふと、やはりその間に被害者という方がふえてしまふ可能性もあるんですね。

ですから、そういう意味では、その原因究明までの間どうするかとか、そういうことを、対策を考えられるのが消費者庁だというふうに僕は思っているんですが、その点はいかがでしょうか。

○野田国務大臣 まさに消費者の安全、安心のための商品テストというのは大変重要なことでありまして、消費者庁がリーダーシップをとつて、一日でも一週間でもその商品テストの期間を短くできるようにするにはどうしたらいいかということ

を主体的に企画立案していく努力をしてまいります。

○糸川委員 委員長、ぜひ、こういう問題、今議論していますけれども、これからももう少し、NITEとかそういうことを大臣にも質問してまいりますし、それから、きょう枝野先生からも御指摘いただきました。ですから、これから野田案についてもしっかりと質問させていただきます、このように思っております。

終わります。ありがとうございました。

○船田委員長 この際、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

各案審査の参考に資するため、来る四月六日曜日、北海道及び兵庫県に委員を派遣したいと存じます。

つきましては、議長に対し、委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○船田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

なお、派遣委員の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○船田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回、明三十一日火曜日午前九時四十五分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

平成二十一年四月十三日印刷

平成二十一年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C